

改正案

現行

目次

第一章～第四章（略）

第五章 投資法人

第一節 投資法人（第百三条―第二百一条）

第二節 投資法人の登録等（第二百十二条―第二百十九条）

第三節 投資法人の業務等（第二百二十条―第二百三十三条）

第四節 投資法人の監督（第二百三十四条―第二百三十九条）

第六章 外国投資法人（第二百四十条―第二百四十三条）

第七章 雑則（第二百四十四条―第二百四十七条）

附則

（定義）

第一条（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託）

第七条（略）

2（略）

3 令第八条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うも

目次

第一章～第四章（略）

第五章 投資法人

第一節 投資法人（第百二条の二―第百三十三条）

第二節 投資法人の登録等（第百三十四条―第百四十一条）

第三節 投資法人の業務等（第百四十二条―第百五十四条）

第四節 投資法人の監督（第百五十五条―第百六十条）

第六章 外国投資法人（第百六十一条―第百六十四条）

第七章 雑則（第百六十五条―第百六十九条）

附則

（定義）

第一条（略）

2 この府令（第三章を除く。）において「投資信託契約」とは、法第四条に規定する投資信託契約をいう。

3 この府令において「資産運用委託契約」とは、法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。

4 この府令（第三章を除く。）において「投資信託財産」とは、法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。

5 この府令において「受託会社」とは、法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。

6 この府令（第三章を除く。）において「投資信託約款」とは、法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。

7 この府令において「役員会」とは、法第百五条に規定する役員会をいう。

8 この府令において「清算執行人」又は「清算監督人」とは、それぞれ法第百五十一条第一項に規定する清算執行人又は清算監督人をいう。

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託）

第七条（略）

2（略）

3 令第八条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うも

のとす。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式（以下「各銘柄の株式」という。）として運用の指図を行う投資信託委託業者が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二（略）

4・5（略）

6 第二項、第三項及び前項に規定する評価額とは、投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。第三章及び別表第八を除き、以下同じ。）において定める時点における公表されている最終価格に基づき算出した評価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した評価額をいう。

7（略）

（投資信託委託業等の認可を受けようとする外国法人の国内における主たる営業所及び代表者）

第八条（略）

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者を明示しなければならない。

（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）

第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役、会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この項において同じ。）（これらに類する役職にある者を含む。以下同じ。）並びに令第九条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。の住民票の抄本（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票

のとす。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式（以下「各銘柄の株式」という。）として運用の指図を行う投資信託委託業者が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二（略）

4・5（略）

6 第二項、第三項及び前項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点における公表されている最終価格に基づき算出した評価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した評価額をいう。

7（略）

（投資信託委託業等の認可を受けようとする外国法人の国内における主たる営業所及び代表者）

第八条（略）

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、商法に規定する代表者を明示しなければならない。

（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）

第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

二 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。））にあつては、取締役及び執行役。以下この項において同じ。）（これらに類する役職にある者を含む。以下同じ。）並びに令第九条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該取締役、執行

の写し又は登録原票記載事項証明書）若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書

三 取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人である場合を除く。）

四 別紙様式第二号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号ハからヲまで（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人の場合には、同号イからヲまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 別紙様式第三号又は第三号の二により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人の履歴書又は沿革

六〇九（略）

十 業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度（第十四条において「収支見込対象期間」という。）における別紙様式第四号により作成した投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。第十四条及び第十八条において同じ。）の見込みを記載した書面、業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十一 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表（関連する注記を含む。）

十二 別紙様式第五号により作成した法第六条の認可を受けようとする者の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権（令第二十条第一号イ（2）及び（4）から（6）までを除く。）に規定する議決権をいう。第七十条第二項第八号及び第百八条第二項第五号において同じ。）の数等を記載した書面

十三・十四（略）

2 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）とする。

3 法第八条第二項に規定する投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。第三章を除き、以下同じ。）又は資産運用委託契約（法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。）の締結に関する計画書は、別紙様式第六号により作成しなければならぬ。

役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面

三 取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、執行役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人である場合を除く。）

四 別紙様式第二号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号ハからヲまで（当該取締役、執行役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人の場合には、同号イからヲまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 別紙様式第三号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人の履歴書

六〇九（略）

十 業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度（第十四条において「収支見込対象期間」という。）における別紙様式第四号により作成した投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。第十四条及び第十八条において同じ。）の見込みを記載した書面、業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十一 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表

十二 別紙様式第五号により作成した法第六条の認可を受けようとする者の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権（令第二十条第一号イ（2）及び（4）から（6）までを除く。）に規定する議決権をいう。第七十条第二項第八号及び第百五条第二項第五号において同じ。）の数等を記載した書面

十三・十四（略）

2 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

3 法第八条第二項に規定する投資信託契約又は資産運用委託契約の締結に関する計画書は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 取引関係にある会社(外国会社を含む。以下同じ。)に関する事項  
六〜八 (略)

(審査の具体的基準)

第十四条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間(業務の開始を予定する日の属する事業年度にあつては業務の開始を予定する日以降の期間に限る。)を通じて五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ハ〜ホ (略)

二 法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 次の(1)から(7)までに掲げる体制の状況から、十分な業務執行を行い得る能力を備えていると認められること。

(1) (略)

(2) 投資信託財産(法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第三章、別表第八及び別表第十を除き、以下同じ。)の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る業務運営体制

(3)〜(7) (略)

ロ〜ハ (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十四条の三 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 取引関係にある会社に関する事項  
六〜八 (略)

(審査の具体的基準)

第十四条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間(業務の開始を予定する日の属する営業年度にあつては業務の開始を予定する日以降の期間に限る。)を通じて五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ハ〜ホ (略)

二 法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 次の(1)から(7)までに掲げる体制の状況から、十分な業務執行を行い得る能力を備えていると認められること。

(1) (略)

(2) 投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る業務運営体制

(3)〜(7) (略)

ロ〜ハ (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十四条の三 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四（略）

（削る）

五・六（略）

（業務の方法等の変更に係る認可基準）

第十八条 金融庁長官は、法第十条の二の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一（略）

二 資本金の額の減少の認可 次に掲げる基準のすべてを満たすものであること。

イ 資本金の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと

ロ 資本金の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

ハ 減資後の資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

ニ 減資後の純資産額が、減資をした日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度において五千万円を下回らない水準に維持されると認められること。

（取締役等の兼職承認の基準）

第二十二条 金融庁長官は、法第十三条の規定による承認の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

一 常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員。以下この条（次項第三号及び第四号を除く。）において同じ。）が従事する投資信託委託業者の委託を受けてその事務の一部を遂行する会社又は当該投資信託委託業者が海外において設立した法人（これらの法人に準ずるものを含む。）であり、かつ、これらの法人

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法第百二十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四（略）

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

六・七（略）

（業務の方法等の変更に係る認可基準）

第十八条 金融庁長官は、法第十条の二の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一（略）

二 資本金の額の減少の認可 次に掲げる基準のすべてを満たすものであること。

イ 資本金の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと

ロ 資本の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

ハ 減資後の資本の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

ニ 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度において五千万円を下回らない水準に維持されると認められること。

（取締役等の兼職承認の基準）

第二十二条 金融庁長官は、法第十三条の規定による承認の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

一 常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役員。以下この条（次項第三号及び第四号を除く。）において同じ。）が従事する投資信託委託業者の委託を受けてその事務の一部を遂行する会社又は当該投資信託委託業者が海外において設立した法人（これらの法人に準ずるものを含む。）であり、かつ、これらの法

が別法人となつた理由が当該投資信託委託業者の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合

二〇四 (略)

2・3 (略)

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ 証券取引所に上場されている有価証券(証券取引法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。第三十三条及び第百五条において同じ。)

ロ・ハ (略)

二〇四 (略)

2 (略)

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 その運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社(法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。)に指図すること(法第十五条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。)

二〇四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価損を生じた取引がある場合には当該評価損の合計額を控除した額とする。)(並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその

人が別法人となつた理由が当該投資信託委託業者の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合

二〇四 (略)

2・3 (略)

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ 証券取引所に上場されている有価証券(証券取引法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。第三十三条及び第百三条において同じ。)

ロ・ハ (略)

二〇四 (略)

2 (略)

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 その運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること(法第十五条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。)

二〇四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価損を生じた取引がある場合には当該評価損の合計額を控除した額とする。)(並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券又は証

帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

二 (略)

六 投資信託委託業者の監査役(委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員)、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引(令第十六条に掲げる取引を除く。)を行うことを受託会社に指図すること。

2・3 (略)

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

一 一十八 (略)

十九 新株予約権証券に係る取引

二十 (略)

5 (略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十条第一号イ(4)に規定する内閣府令で定める者は、同号イ(4)に規定する関係親法人等の総株主等の議決権(同号イ(2)に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条、第五十五条、第百十三条第一号ニ、第百六十三条及び第百九十九条において同じ。)の百分の五十を超える議決権(同号イ(2)に規定する議決権をいう。以下この条、第五十五条、第百十三条第一号ハ、第百六十三条及び第百九十九条において同じ。)に係る株式又は出資を一の法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第五十五条において同じ。)の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 (略)

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第二十九条 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資信託委託業者が

書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

二 (略)

六 投資信託委託業者の監査役(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員)、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引(令第十六条に掲げる取引を除く。)を行うことを受託会社に指図すること。

2・3 (略)

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

一 一十八 (略)

十九 新株引受権を表示する証券又は証書に係る取引

二十 (略)

5 (略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十条第一号イ(4)に規定する内閣府令で定める者は、同号イ(4)に規定する関係親法人等の総株主等の議決権(同号イ(2)に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条、第五十五条、第百九条第一号ニ、第百二十三条及び第百三十二条において同じ。)の百分の五十を超える議決権(同号イ(2)に規定する議決権をいう。以下この条、第五十五条、第百九条第一号ハ、第百二十三条及び第百三十二条において同じ。)に係る株式又は出資を一の法人その他の団体(以下この条及び第五十五条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第五十五条において同じ。)の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 (略)

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第二十九条 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資信託委託業者が

直近二事業年度において設定した委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額)

第三十条 令第二十条第四号に規定する投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行った投資口又は投資法人債の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二事業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一〜四 (略)

五 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、銀行若しくは第一百二十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）

六・七 (略)

2・3 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二條第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百六条第一項、第二百十條、第二百四十一條第二項、第二百四十七條、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項及び第八百六條第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八條第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。

2 令第二十四條第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第百四十一條第一項、第百四十九條の三第一項、第百四十九條の八第一項及び第百四十九條の十三第一項の規定に基づく権利並びに法第百四十二條第六項において準用する会社法第八百二十八條第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第百五十條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第五号、第七号及び

直近二営業年度において設定した委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額)

第三十条 令第二十条第四号に規定する投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行った投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二営業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一〜四 (略)

五 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、令第五十七條第一号及び第三号から第五号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）

六・七 (略)

2・3 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二條第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、商法第二百八十条ノ十、第三百四十九條第一項、第三百八十条第一項、第四百八條ノ三第一項及び第四百五條第一項の規定に基づく株主の権利とする。

2 令第二十四條第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第百四十一條第一項において準用する商法第三百四十九條第一項の規定に基づく権利、法第百四十二條第一項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利並びに法第百五十條第一項において準用する商法第四百八條ノ三第一項及び第四百十五條第一項の規定に基づく権利とする。

第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3 令第二十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、優先出資法第二十条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第二十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第百五十三条第一項及び同法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第二百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

（投資信託約款の記載事項）

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二 〇六 （略）

（投資信託約款の記載事項の細目）

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 〇九 （略）

十 法第二十五条第一項第十七号に掲げる事項 次に掲げる公告の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告（会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下この号において同じ。） 公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に入力することのみによつて当該情報の内容を開覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができ、るもの（別表第二において「公告アドレス」という。）

（直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合）

3 令第二十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、優先出資法第六条及び第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一条第二項において準用する商法第四百四条第一項の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一条第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利とする。

4 令第二十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利及び資産流動化法第二百八十条第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利とする。

（投資信託約款の記載事項）

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者の分割による営業の全部若しくは一部の承継又は営業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二 〇六 （略）

（投資信託約款の記載事項の細目）

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 〇九 （略）

十 法第二十五条第一項第十七号に掲げる事項 公告を行う日刊新聞紙名

（直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合）

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条に定めるものを除く。第八十八条及び第二百二十五条において同じ。）が成立している場合
- 三 五 (略)

2 (略)

(令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第四十五条 (略)

3 令第三十条第三項第六号に規定する内閣府令で定める金融機関は、第百十二条第一号から第七号までに掲げるものとする。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者
- イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第百十三条において同じ。）

(3) (略)

ロ (略)

二 (略)

(資産運用委託契約締結前の書面の交付)

第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条に定めるものを除く。第八十八条及び第百四十七条において同じ。）が成立している場合
- 三 五 (略)

2 (略)

(令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第四十五条 (略)

3 令第三十条第三項第六号に規定する内閣府令で定める金融機関は、令第五十七条第三号から第五号までに掲げるものとする。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者
- イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員（取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第百九条において同じ。）

(3) (略)

ロ (略)

二 (略)

(資産運用委託契約締結前の書面の交付)

第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 投資信託委託業者の資本の額、その取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。）の氏名又は名称並びにその主要な株主又は出資者の商号、名称又は氏名
- 三 六 (略)
- 2・3 (略)

〔責任追及の訴えの提起の請求方法〕

- 第六十一条の二 法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。次条において同じ。）による提供とする。
- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

〔訴えを提起しない理由の通知方法〕

- 第六十一条の三 法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
- 一 投資法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 請求対象者（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者のうち、法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

（兼業の認可申請の手続及び認可申請書の添付書類）

第六十二条 (略)

- 2 法第三十四条の十第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 (略)
- 二 営もうとする業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度における当該業務の収支の見込み及びその根拠を記載した書面
- 三 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表（関連する注記を含む。）
- 四 (略)

- 一 (略)
- 二 投資信託委託業者の資本の額、その取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名並びにその主要な株主又は出資者の商号、名称又は氏名
- 三 六 (略)
- 2・3 (略)

（新設）

（新設）

（兼業の認可申請の手続及び認可申請書の添付書類）

第六十二条 (略)

- 2 法第三十四条の十第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 (略)
- 二 営もうとする業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度における当該業務の収支の見込み及びその根拠を記載した書面
- 三 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表
- 四 (略)

(他の兼業業務に係る書面の提出)

第六十四条 法第三十四条の十一条第一項ただし書の規定を受けた投資信託委託業者は、事業年度ごとに当該承認を受けた業務の取扱状況を記載した書面を作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(営業報告書の様式)

第七十条 (略)

2 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇九 (略)

十 別紙様式第十七号により作成した常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職状況報告書

十一〇十六 (略)

(営業報告書の提出期限の特例の承認の手続等)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後六月以内(直前の事業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前の事業年度)から当該申請に係る第一項第一号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前の事業年度までの営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である投資信託委託業者が毎事業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 (略)

(廃業、解散等についての公告)

第七十三条 法第三十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない

(他の兼業業務に係る書面の提出)

第六十四条 法第三十四条の十一条第一項ただし書の規定を受けた投資信託委託業者は、営業年度ごとに当該承認を受けた業務の取扱状況を記載した書面を作成し、営業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(営業報告書の様式)

第七十条 (略)

2 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇九 (略)

十 別紙様式第十七号により作成した常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職状況報告書

十一〇十六 (略)

(営業報告書の提出期限の特例の承認の手続等)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその営業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する営業年度(その日が営業年度開始後六月以内(直前の営業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前の営業年度)から当該申請に係る第一項第一号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する営業年度の直前の営業年度までの営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である投資信託委託業者が毎営業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該営業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 (略)

(廃業、解散等についての公告)

第七十三条 法第三十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてなければならない

らない。

一 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする理由

二 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

三・四 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 (略)

二 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この章及び別表第八において同じ。）で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

三〜九 (略)

十 法第四十九条の四第二項第十八号に掲げる事項 次に掲げる公告の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告（信託会社等（会社に限る。）にあつては会社法第三十四条に規定する電子公告をいい、信託会社等（会社を除く。）にあつては法第四十九条の十三第一項第二号に掲げる電子公告をいう。以下この号において同じ。） 公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に入力することのみによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるもの

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四 (略)

らない。

一 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による営業の全部若しくは一部の承継又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする理由

二 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による営業の全部若しくは一部の承継又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

三・四 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 (略)

二 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

三〜九 (略)

十 法第四十九条の四第二項第十八号に掲げる事項 公告を行う日刊新聞紙名

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価損を生じた取引がある場合には当該評価損の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

ニ (略)

六 信託会社等の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第四十四条に掲げる取引を除く。）を行うこと。

2・3 (略)

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

一 十八 (略)

十九 新株予約権証券に係る取引

二十 (略)

5 (略)

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第八十一条 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二事業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(外国投資信託の届出等)

第九十八条 (略)

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価損を生じた取引がある場合には当該評価損の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券又は証券に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

ニ (略)

六 信託会社等の監査役（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員）、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第四十四条に掲げる取引を除く。）を行うこと。

2・3 (略)

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

一 十八 (略)

十九 新株引受権を表示する証券又は証券に係る取引

二十 (略)

5 (略)

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第八十一条 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二営業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(外国投資信託の届出等)

第九十八条 (略)

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二〇四（略）
- 3（略）

## 第五章 投資法人

### 第一節 投資法人

#### （電磁的記録）

第百三条 法第六十六条第一項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

#### （電子署名）

第百四条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第六十六条第二項
  - 二 法第百十五条第一項において準用する会社法第三百六十九条第四項
  - 三 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第三項
  - 四 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十五条第三項
  - 五 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百六十九条第四項
- 2) 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第六十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- （規約の記載事項の細目）
- 第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。
- 一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

- 一 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の分割による営業の全部若しくは一部の承継又は営業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二〇四（略）
- 3（略）

## 第五章 投資法人

### 第一節 投資法人

#### （商法の適用）

第百二条の二 次条の規定は、法第六十五条第二項の規定により商法第三十三条ノ二第一項の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

#### （電磁的記録）

第百二条の三 法第六十七条第二項（法第八十二条第二項、第百二十九条第二項及び第百五十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

#### （署名又は記名なつ印に代わる措置）

第百二条の四 法第六十七条第三項（法第百二十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名とする。

#### （規約の記載事項の細目）

第百三条 法第六十七条第七項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

- 一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの
  - イ 資産運用の基本方針
  - ロ 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲
  - ハ 資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類
  - ニ 資産運用の対象とする資産について、その種類、銘柄若しくは通貨こと等の保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用に制限を設ける場合にあっては、その内容

- イ 資産運用の基本方針
- ロ 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲
- ハ 資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類
- ニ 資産運用の対象とする資産について、その種類、銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用に制限を設ける場合にあつては、その内容
- ホ 資産を主として有価証券（有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引を含む。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨
- ヘ 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲
- 二 法第六十七条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
  - イ 有価証券 公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額による旨
  - ロ 有価証券以外の資産 当該資産の種類ごとに、公正妥当な資産の評価の方法
- 三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの
  - イ 投資主に分配する金銭の総額の計算方法
  - ロ 利益（法第三十六条に規定する利益をいう。）を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計算方法
- ハ その他金銭の分配の方針として特に定めた事項
- 四 法第六十七条第一項第十二号に掲げる事項 執行役員、監督役員及び会計監査人のそれぞれについて、その報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期
- 五 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期
- 六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの
  - イ 氏名又は名称及び住所
  - ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者の）

- ホ 資産を主として有価証券（有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引を含む。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨
- ヘ 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲
- 二 法第六十七条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
  - イ 有価証券 公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額による旨
  - ロ 有価証券以外の資産 当該資産の種類ごとに、公正妥当な資産の評価の方法
- 三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの
  - イ 投資主に分配する金銭の総額の計算方法
  - ロ 利益を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計算方法
- ハ その他金銭の分配の方針として特に定めた事項
- 四 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 執行役員、監督役員及び会計監査人のそれぞれについて、その報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期
- 五 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期
- 六 法第六十七条第一項第十五号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの
  - イ 氏名又は名称及び住所
  - ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結すべき契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）
- 七 法第六十七条第一項第十六号に掲げる事項 次に掲げるもの
  - イ 借入れの目的、借入金の限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨
  - ロ 投資法人債の発行目的、投資法人債発行の限度額及び投資法人債の発行により調達した資金の使途に関する事項

るべき者と締結すべき契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

七 法第六十七条第一項第十五号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ 借入れの目的、借入金の限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨

ロ 投資法人債の発行目的、投資法人債発行の限度額及び投資法人債の発行により調達した資金の使途に関する事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第六十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項第三号

二 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第七項第二号

三 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第五項

四 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第三項第二号

五 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第三項第二号

六 法第七十七条の三第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

七 法第九十二条の二第五項

八 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号

九 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十八條第四項第二号

十 法第一百五條第一項において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号

十一 法第一百五條の二第四項において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

十二 法第二百二十八條の三第一項第二号

十三 法第三百三十二條第二項において準用する会社法第四百四十二條第三項第三号

十四 法第三百三十九條の七において準用する会社法第六百八十四條第二項第二号

十五 法第三百三十九條の十第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号

十六 法第四百四十九條第二項第三号（法第四百四十九條の六第二項、第四百四十九條の十第三項、第四百四十九條の十一第二項又は第四百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む）。

十七 法第五百五十四條の三第二項において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号

（投資法人の設立の届出）

第七百七条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十九号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、金融庁長官に提出

（投資法人の設立の届出）

第七百七条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十九号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、金融庁長官に提出しなければならない。

（投資法人設立届出書の添付書類）

第七百七条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録（法第六十七条第二項の電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されているときは、第十一条の二に定める電磁的記録の一部）添付しなければならない。

2) 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う用人。第四号において同じ。）及び執行役員の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び執行役員の候補者が法第九條第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）

三 別紙様式第二十号により作成した設立企画人及び執行役員の候補者が法第九條第二項第六号ハ及びニ（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人である場合には、同号イからニまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第二十一号により作成した設立企画人及び執行役員の候補者の履歴書

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第二十二号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面

六 設立企画人が法第六十六条第二項第二号に掲げる者である場合にあつては、別紙様式第二十三号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類

七 設立企画人が複数ある場合において、これらの者のうち特定の者が投資法人の設立に係る届出を行う場合には、当該特定の者が当該届出に関する一切の行為につき他の設立企画人から権限を与えられていることを証明する書面

（投資法人設立に係る届出の受理）

第七百七条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本

第七百七条 金融庁長官は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十九号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、金融庁長官に提出

しなければならない。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第百八条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、第十一条の二に定める電磁的記録一部)添付しなければならない。

2| 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。)及び設立時執行役員(法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。)の候補者の住民票の抄本(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書)若しくは登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 設立企画人(法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。)及び設立時執行役員の候補者が法第九條第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。)

三 別紙様式第二十号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九條第二項第六号ハ及びニ(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同号イからニまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第二十一号又は第二十一号の二により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書又は沿革

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第二十二号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数等を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面

六 設立企画人が法第六十六條第三項第二号に掲げる者である場合にあつては、別紙様式第二十三号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類

七 設立企画人が複数ある場合において、これらの者のうち特定の者が投資法人の設立に係る届出を行う場合には、当該特定の者が当該届出に関する一切の行為につき他の設立企画人から権限を与えられていることを証明する書面

(投資法人設立に係る届出の受理)

第百九条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通(規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された

及び規約各一通(規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通)に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

(投資法人が成立しなかった場合の届出)

第百七条 投資法人が成立しなかった場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第二十四号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2| 設立企画人は、前項の規定による届出をしようとするときは、当該投資法人が成立しなかった理由を明らかにする書面を添付しなければならない。

(投資口申込証の用紙の記載事項)

第百八条 法第七十一条第二項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 払込取扱機関の取扱場所

二 執行役員の候補者の略歴及びその者が他の法人の代表者であるときは、その事実

三 執行役員の候補者と成立時に資産運用委託契約を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

四 監督役員の候補者の略歴及びその者が他の法人の代表者であるときは、その事実

五 会計監査人の候補者について、その者が公認会計士であるときは、その氏名、略歴及び所属する事務所の名称、その者が監査法人であるときは、その名称、事務所の住所及び沿革

六 投資口の取得の申込みに際して、当該申込みをした者が支払う手数料の有無及びあるときは、その内容

七 当該投資口に係る投資証券の募集が、証券取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その旨

(設立の際発行する投資口申込証の用紙の記載事項の細目)

第百九条 法第七十一条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、それぞれの区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 設立企画人の親族 当該設立企画人の氏名及び親族関係の内容  
ロ 設立企画人が法人である場合におけるその役員又は使用人(以下この条において「役

事項を記載した書面(一通)に受理印を押しして受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

(投資法人が成立しなかった場合の届出)

第一百十條 投資法人が成立しなかった場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第二十四号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 設立企画人は、前項の規定による届出をしようとするときは、当該投資法人が成立しなかった理由を明らかにする書面を添付しなければならない。

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第一百一十條 法第七十一條第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立時執行役員の候補者の生年月日、略歴及びその者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

二 設立時執行役員の候補者と成立時に資産運用委託契約を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

三 設立時監督役員(法第七十一條第一項第六号に規定する設立時監督役員をいう。以下同じ。)の候補者の生年月日、略歴及びその者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

四 設立時会計監査人(法第七十一條第一項第六号に規定する設立時会計監査人をいう。以下同じ。)の候補者について、その者が公認会計士であるときは、その氏名、生年月日、略歴及び所属する事務所の所在場所、その者が監査法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

五 設立時募集投資口(法第七十條の二第一項に規定する設立時募集投資口をいう。以下同じ。)の引受けの申込みの際して、当該申込みをした者が支払う手数料の有無及び支払う手数料があるときは、その内容

六 当該設立時募集投資口に係る投資証券の募集が、証券取引法第二條第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その旨

七 規約に定められた事項(法第七十一條第一項第一号から第九号まで及び前各号に掲げる事項を除く。)であつて、設立企画人に対して設立時募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(払込取扱機関の範囲)

員等」という。)

当該設立企画人の名称並びに当該設立企画人における最終役職名及びその在職期間

ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主 当該設立企画人の名称及び保有している議決権の数

二 設立企画人の親会社(法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。)の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

ホ 設立企画人の子会社(法人が総株主又は総社員の議決権(法第一百一十條第三号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。)の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間

二 監督役員及び会計監査人の候補者 氏名又は名称及び住所

(署名又は記名なつ印に代わる措置の規定の準用)

第九九條の二 第一百二條の四の規定は、法第七十一條第六項、第二百二十三條第一項及び第二百三十九條の四第五項において商法第七十五條第八項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第七十三條第四項及び第九十四條第一項において商法第二百四十四條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第八十條第一項(法第六十三條第一項において準用する場合を含む。))において商法第二百六十條ノ四第四項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第三百二十九條の六第一項において商法第三百二十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第九九條の三 令第五十八條の二第一項(令第七十四條の二及び第八十條の二において準用する場合を含む。)、第五十九條の二第一項(令第八十二條の四において準用する場合を含む。)、第五十九條の三第一項(令第五十九條の三第三項、第六十條の二、第六十七條の二、第七十一條の二、第七十四條の四、第七十六條の二、第七十九條の二、第八十二條の二第二項及び第三項、第八十四條の二、第八十七條の二第一項並びに第八十八條の二第二項において準用する場合を含む。)、第六十二條の二第一項(令第六十二條の二第三項及び第八十二條の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十五條の二第一項(令第六十九條の二第七十八條の二並びに第八十八條の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。)、第六十五條の三第一項、第六十六條の二第二項(令第五十九條の四第一項において準用する場合を含む。)、第六十六條の三第一項(令第五十九條の四第二項において準用する場合を含む。)

第百十二条 法第七十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 商工組合中央金庫
- 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七号第一項第四号、第九十三号第一項第二号又は第九十七号第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫又は労働金庫連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 証券会社

（申込みをしようとする者に対する通知事項の細目）

第百十三条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 設立時執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、それぞれの区分に応じそれぞれ次に定めるもの
  - イ 設立企画人の親族 当該設立企画人の氏名及び親族関係の内容
  - ロ 設立企画人が法人である場合におけるその役員又は使用人（以下この条において「役員等」という。） 当該設立企画人の名称並びに当該設立企画人における最終役職名及びその在職期間
  - ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主 当該設立企画人の名称及び保有している議決権の数
  - ニ 設立企画人の親会社（法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間
  - ホ 設立企画人の子会社（法人がその総株主の議決権（法第百条第三号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有する株式会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間
- 二 設立時監督役員及び設立時会計監査人の候補者 氏名又は名称及び住所

を含む。）、第六十七条の三第一項（令第八十二条の五において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項、第七十六条の三第一項（令第八十六条の二及び第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の三第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第百十五条の二第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（承諾の手続において示すべき電磁的記録の種類及び内容）

第百九条の四 令第五十八条の三第一項（令第七十四条の三及び第八十条の三において準用する場合を含む。）により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第百二条の三に規定する物のうち作成者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（執行役員等による調査の対象事項）

第百十条 法第七十三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法令又は規約に違反する事項
- 二 法第六十七条第一項第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号に掲げる金額又は基準が、投資法人の財産の状態に照らし著しく不当である事項
- 三 投資法人の一般事務受託者として不適当な者を成立時の一般事務受託者とし、当該投資法人の適切な運営及び投資主の保護に欠けることとなるおそれがある事項
- 四 法第九十条第一項第一号に該当する事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法の規定の準用）

第百十条の二 第百二十八条の三の規定は、法第七十三条第四項、第九十二条の二第九項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第九十四条第一項において商法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第七十三条第四項及び第九十四条第一項（法第百六十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合、法第九十九条第一項（法第百六十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第二項（法第百六十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第二項第二号の規定を準用する場合、法第百三十二条第二項において商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合、法第百三十九条の六第一項において商法第三百三十九条第

(電磁的方法)

第百十四条 法第七十一条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第百十五条 令第五十九条第一項又は第七十九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 二 ファイルへの記録の方法

(設立時執行役員等による調査の対象事項)

第百十六条 法第七十三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

六項第二号の規定を準用する場合、法第五十条第一項及び第百五十七条第五項において商法第四百八条ノ二第三項第三号の規定を準用する場合、法第五十条第一項において商法第四百八条ノ二第二項において準用する同法第四百八条ノ二第三項第三号の規定を準用する場合並びに法百十九条において商法特例法第七条第一項第二号の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的記録の規定の準用)

第百十条の三 第百二条の三の規定は、法第七十三条第四項及び第九十四条第一項において商法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合、法第八十一条(法第六十三條第一項において準用する場合を含む。)において商法第二百六十条ノ四第四項において準用する同法第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合、法第三十九条の六第一項において商法第三十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第五十条第一項において商法第四百八条ノ二第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(自己投資口の処分の方法)

第百十一条 法第八十条第三項(法第八十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

- 三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な価額による売却

(電磁的方法の規定の準用)

第百十一条の二 第百十五条の二の規定は、法第八十二条第三項及び第三百三十九條の六第一項において商法第二百二十四條第二項の規定を準用する場合並びに法第八十二条第三項において商法第二百二十四條第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(投資口の端数処理の方法)

- 一 法第六十七条第一項第十二号、第十三号、第十七号及び第十八号に掲げる金額又は基準が、投資法人の財産の状態に照らし著しく不当である事項
- 二 投資法人の一般事務受託者として不適当な者を成立時の一般事務受託者とし、当該投資法人の適切な運営及び投資主の保護に欠けることとなるおそれがある事項
- 三 法第九十条第一項第一号に該当する事項

〔招集の決定事項〕

第百十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第百十八条の規定により創立総会参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項
- 二 書面による議決権の行使の期限（法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）
- 三 第百二十条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
- 四 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に定める事項
  - イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）
  - ロ 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第二項の承諾をした設立時投資主（法第七十三条第三項に規定する設立時投資主をいう。以下同じ。）の請求があつた時に当該設立時投資主に対して法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第百九条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行つた法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨
  - ハ 一の設立時投資主が同一の議案につき法第七十三条第四項において準用する会社法第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定により重複して議決権行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該設立時投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

〔創立総会参考書類〕

第百十二条 法第八十六条第一項（法第八十七条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行つた取引による売却
- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行つた取引による売却
- 三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を發行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な価額による売却

〔投資口の端数払戻しの場合の控除方法〕

第百十三条 法第八十六条第二項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、払戻しの直前における一口当たり出資総額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資総額から、払戻しの直前における一口当たり出資剰余金の額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資剰余金の額から、それぞれ控除しなければならない。

2 前項の一口当たり出資総額とは、出資総額を發行済投資口の総口数で除して得た額をいい、同項の一口当たり出資剰余金の額とは、出資剰余金の額を發行済投資口の総口数で除して得た額をいう。

3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、その投資主名簿に当該投資口につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻額を記載し、又は記録し、かつ、当該投資口を有していた投資主の有する投資口の口数及び発行済投資口の総口数に係る記載又は記録の変更をしなければならない。

〔投資口の分割に関する規約の記載事項〕

第百十四条 法第八十八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資口の分割により投資口一口に満たない端数が生ずる場合における当該端数の部分の処理の方法に関する事項
- 二 前号の処理を経て法第八十八条第二項第二号に規定する投資主に交付される金銭の取扱いに関する事項
- 三 前号の金銭を新たに發行する投資口の發行価額の払込みに充てることにより、同号の投資主に当該新たに發行する投資口を取得させることとするときは、その旨及びその投資口の發行に関する事項

第百十八条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 議案

二 議案が設立時執行役員を選任に関する議案であるときは、当該設立時執行役員についての第百四十三条に規定する事項

三 議案が設立時監督役員を選任に関する議案であるときは、当該設立時監督役員についての第百四十四条に規定する事項

四 議案が設立時会計監査人の選任に関する議案であるときは、当該設立時会計監査人についての第百四十五条に規定する事項

五 議案が設立時役員等（設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人をいう。次条第一項第一号において同じ。）の解任に関する議案であるときは、解任の理由

六 前各号に掲げるもののほか、設立時投資主の議決権の行使について参考となると認める事項

2 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた設立企画人が行った創立総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定による創立総会参考書類の交付とする。

（議決権行使書面）

第百十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定めるもの）についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

イ 二以上の設立時役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の設立時役員等の解任に関する議案である場合 各設立時役員等の解任

二 第百七条第三号に掲げる事項を定めたときは、前号の欄に記載がない議決権行使書面が設立企画人に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

三 第百七条第四号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき設立時投資主の氏名又は名称及び議決権を行使することができる所  
有する投資口の口数（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項

四 その他法第八十八条第一項の規定による投資口の分割に関する事

（投資口の分割の通知）

第百十五条 法第八十八条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間（営業期間が六月を超える投資法人にあつては、六月）とする。

2 法第八十八条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十八条第二項第二号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資一口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金銭の額

二 前条第三号に掲げる事項を規約に定めた投資法人にあつては、前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当該投資口の発行日及び発行価額

三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の総口数

（電磁的方法）  
第百十五条の二 法第九十条第三項（法第百六条第四項及び第百三十八条第三項（これらの規定を法第百六十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百三十一条第三項（法第百四十九条第四項及び第百六十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 第百二条の三に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（参考書類の一般的記載事項）  
第百十六条 法第九十一条第三項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「参考書類」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数

二 投資主総会に提出される議案（会議の目的が議案となるものを含む。以下同じ。）

三 法第百四条において準用する商法第二百七十五条の規定による監督役員の意見があるときは、その要旨

2 前項各号に掲げるもののほか、参考書類には、法第九十三条第一項の規定による定め（以

を含む。)

イ 議案ごとに議決権を行使することができる所有する投資口の口数が異なる場合 議案

（この議決権を行使することができる所有する投資口の口数

）の一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することがで

きる議案又は議決権を行使することができない議案

2) 第百十七条第四号ロに掲げる事項を定めた場合には、設立企画人は、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第二項の承諾をした設立時投資主の請求があった時に、当該設立時投資主に対して、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（実質的に支配することが可能となる関係）

第百二十条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十二条第一項に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の投資法人（当該投資法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）を含む。）が、当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第百五十九条において同じ。）の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とする。

（書面による議決権行使の期限）

第百二十一条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第百十七条第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百二十二条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第百十七条第四号イの行使の期限とする。

下「みなし賛成の定め」という。）をした投資法人の投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにもみなし賛成の定め適用がない旨を記載しなければならない。

3) 第一項第一号に掲げる事項については、同一の投資主総会において複数の議案が提出される場合には、各議案ごとに記載しなければならない。

4) 同一の投資主総会に関して投資主に提供されるものうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法（法第九十条第三項の電磁的方法をいう。）により提供される事項については、これを明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

5) 参考書類には、この府令で定めるもののほか、役員会が投資主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

（投資法人提案の場合の記載事項）

第百十七条 議案が執行役員の提出に係るものであるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 執行役員又は監督役員の選任に関する議案の場合 候補者の氏名、略歴、その有する投資口の口数、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員であるときはその事実、投資法人との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨

二 会計監査人の選任に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、所属する事務所の名称及び略歴

ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び沿革

三 執行役員若しくは監督役員の解任又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の場合 解任又は不再任の理由

四 合併契約書の承認に関する議案の場合 合併を必要とする理由、合併契約書の内容並びに各投資法人の法第五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項の貸借対照表及び損益計算書

五 投資信託委託業者との資産運用委託契約の承認に関する議案の場合 当該契約を締結しようとする投資信託委託業者（法第一百二十七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者）の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容

六 資産運用委託契約の解約に関する議案の場合 解約の理由

七 その他の議案の場合 提案の理由

2) 前項第二号及び第三号に掲げる場合において、法百十九条において準用する商法特例法第六条の三の規定による会計監査人の意見があるときは、その要旨を記載しなければならない

(設立企画人の説明義務)

第二百二十三条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十八条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 設立時投資主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該設立時投資主が創立総会の日より相当の期間前に当該事項を設立企画人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 設立時投資主が説明を求めた事項について説明をすることにより成立後の投資法人その他の者（当該設立時投資主を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 設立時投資主が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めるときは、次に掲げる場合のほか、設立時投資主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

四 前三号に掲げる場合のほか、設立時投資主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

(創立総会の議事録)

第二百二十四条 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第一項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員又は設立時会計監査人の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った設立企画人の氏名又は名称

4 次の各号に掲げる場合には、創立総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 創立総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ 創立総会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った設立企画人の氏名又は名称

イ。

3 執行役員の選任に関する議案が、監督役員の全員の一致をもってする決議によつて提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。

(投資主提案の場合の記載事項)

第二百十八条 議案が投資主の提出に係るものであるときは、参考書類には、議案が投資主の提出に係る旨、その投資主の所有する投資口の口数及び議案に対する役員会の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資主から四百字以内の提案理由を記載した書面又は四百字以内の提案理由を記録した電磁的記録が投資主総会の会日の八週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録が投資主総会の会日の八週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されているときは、その議案及びこれに対する役員会の意見は、各別に記載することを要しない。この場合においては、二以上の投資主から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。

3 前項の規定は、二以上の投資主から同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した第一項第一号の書面又は電磁的記録が提出されている場合について準用する。

4 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(役員会による執行役員又は会計監査人の解任の報告等)

第二百十九条 法第七十七条第二項の規定による執行役員の解任後最初に招集される投資主総会に関する参考書類には、監督役員の中から選任された特定の監督役員が報告すべき事項及び解任された執行役員の意見の要旨を記載しなければならない。

2 法第十九条において準用する商法特例法第六條の二第一項（法第十九条において準用する商法特例法第六條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による会計監査人の解任後最初に招集される投資主総会に関する参考書類には、役員会が選任した監督役員又は清算人会が選任した清算監督人が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載しなければならない。

(議決権を行使するための書面の賛否の記載)

議決権を行使するための書面の賛否の記載

議決権を行使するための書面の賛否の記載

議決権を行使するための書面の賛否の記載

議決権を行使するための書面の賛否の記載

- 二 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十三条の規定により創立総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
- イ 創立総会への報告があつたものとみなされた事項の内容
- ロ 創立総会への報告があつたものとみなされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った設立企画人の氏名又は名称

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二百二十五条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五百四十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五百四十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 投資法人が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 請求対象者(次に掲げる者のうち、法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五百四十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。)
- イ 設立企画人
- ロ 設立時執行役員及び設立時監督役員
- ハ 役員等(法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第百五十九条を除き、以下同じ。)
- ニ 一般事務受託者
- ホ 清算執行人及び清算監督人
- ヘ 法第七十七条の二第三項の利益の供与を受けた者
- ト 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百二十二条第一項(第二号を除く。)
- 一 義務を負う募集投資口(法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。)
- 二 引受人

第二百二十条 法第九十一条第三項(法第七十三条第四項において準用する場合を含む。)

投資主が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)

投資主又は投資口の引受けをした者(次項において「投資主等」という。)

議事録の作成に係る職務を行った設立企画人の氏名又は名称

議事録の作成に係る職務を行った設立企画人の氏名又は名称

2 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関する議案において二名以上の候補者が提案されているときは、前項の欄は、投資主等が各候補者について同項に規定する記載をすることができなければならない。

(賛否の記載がない場合の取扱い)

第二百二十一条 議決権行使書面には、前条第一項に規定する記載のない議決権行使書面が投資法人に提出されたときは、各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとして取り扱う旨を記載することができる。

(投資主の氏名等)

第二百二十二条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき投資主の氏名及び議決権を行使することができるとする所有する投資口の口数を記載し、投資主が押印する欄を設けなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第二百二十二条の二 法第九十九条第一項(法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)

において準用する商法第二百六十三条第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第百十五条の二第一項各号に掲げるもののうち、投資法人が定めるものとする。

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第二百二十三条 法第六十一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資法人の設立企画人又は執行役員であつた者
- 二 当該投資法人の設立企画人若しくは執行役員又はこれらであつた者の親族
- 三 当該投資法人の設立企画人等(設立企画人及び設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者をいう。以下この条において同じ。)
- 及び執行役員が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの若しくは二以上であつたもの(法第一百一条第三号に該当する者を除く。)
- 四 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から継続的な報酬を受けている者
- 五 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から無償又は通常の取引価格より低い対価に

升 法第二百二十七条第一項の義務を負う投資口の払戻しを受けた者

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、前号イからホまでに掲げる者の責任を追求する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え又は法第二百二十七条第一項若しくは法第八十四条第一項において準用する会社法第二百二十二条第一項（第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

（利益の供与に関して責任をとるべき執行役員等）

第二百二十七条 法第七十七条の二第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 利益の供与（法第七十七条の二第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。）に関する職務を行った執行役員

二 利益の供与が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ 当該役員会に当該利益の供与に関する議案を提案した執行役員

三 利益の供与が投資主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該投資主総会に当該利益の供与に関する議案を提案した執行役員

ロ イの議案の提案が役員会の決議に基づいて行われたときは、当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ハ 当該投資主総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした執行役員及び監督役員

（投資主名簿記載事項の記載等の請求）

第二百二十八条 法第七十九条第三項において準用する会社法第三百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、投資口取得者（法第七十九条第三項において読み替えて準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する投資口取得者をいう。）が投資証券を提示して請求をした場合とする。

（自己の投資口を取得することができる場合）

第二百二十九条 法第八十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該投資法人の投資口を無償で取得する場合

二 当該投資法人が有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は剰余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

よる事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者及び執行役員が、その取締役、執行役員若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

七 当該投資法人の執行役員が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの（前号又は法第一百一十号に該当する者を除く。）

八 当該投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

九 第三号から前号まで又は法第一百一十号若しくは第五号のいずれかに該当する者の配偶者

（投資法人のその他一般事務）

第二百二十四条 法第一百一十号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口又は投資法人債の取得の申込みの勧誘を行うべき旨

二 当該事務を受託する一般事務受託者は、投資口又は投資法人債の取得の申込みの勧誘を行うに当たり、顧客に対し、次に掲げる事項について説明する義務を負う旨

イ 投資口申込証又は投資法人債申込証の用紙に記載されている事項の内容

ロ 投資主又は投資法人債権者（法第三十九条の三に規定する投資法人債権者をいう。以下同じ。）となつた場合に有すべき権利

ハ 一般事務受託者に対して支払われる手数料その他の費用のうち、投資口若しくは投資法人債を取得しようとする者又は投資主若しくは投資法人債権者の直接の負担により支払われるべきものがあるときは、その内容

二 投資口又は投資法人債の価額の変動その他の理由により発生し得る危険の内容

法第一百一十号第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 投資主に対して分配又は払戻しをする金銭の支払に関する事務

二 法第八十四条第一項に規定する投資法人にあつては、投資口の払戻請求の受け付け及び払戻しに関する事務

三 前二号並びに法第一百一十号第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に

三 当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

イ 組織の変更

ロ 合併

ハ 株式交換（会社法以外の法令（外国の法令を含む。）に基づく株式交換に相当する行為を含む。）

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合（法第八十条第一項各号及び前各号に掲げる場合を除く。）

（自己投資口の処分の方法）

第三百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額による売却

（子法人による親法人投資口の取得）

第三百三十一条 法第八十一条第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 親法人投資口（法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。）を無償で取得する場合

二 その有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は剰余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により親法人投資口の交付を受ける場合

三 その有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該親法人投資口の交付を受ける場合

イ 組織の変更

ロ 合併

ハ 株式交換（会社法以外の法令に基づく株式交換に相当する行為を含む。）

開する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

四 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務

五 前号並びに法第一百一十一条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務

六 会計帳簿の作成に関する事務

七 納税に関する事務

八 その他金融庁長官が定める事務

3 投資法人は、前項第一号から第三号まで又は法第一百一十一条第二号（投資口に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資主に通知しなければならない。

4 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百一十一条第二号（投資法人債に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資法人債権者に通知しなければならない。

（設立中の投資法人の発行する投資口の募集に関する事務の委託契約の締結）

第二百二十五条 設立中の投資法人の発行する投資口の募集に関する事務に係る委託契約の締結は、設立企画人が行うものとする。

（発行価額の公示の方法）

第二百二十六条 法第二十條第四項の規定による発行価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払込期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙への掲載

二 投資口の募集に関する事務を行うすべての一般事務受託者の営業所における掲示

2 前項の発行価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払込期日を明示してしなければならない。

（資産運用委託契約の概要として記載する内容）

第二百二十七条 法第二十二條第一項第四号に掲げる事項の細目は、すべての投資信託委託業者につき、それぞれ次に掲げるものとする。

一 名称及び住所

- 二 株式移転（会社法以外の法令に基づく株式移転に相当する行為を含む。）  
四 その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ、不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前各号に掲げる場合を除く。）

（投資口の分割に関する規約の記載事項）

第百三十二条 法第八十一条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資口の分割により投資口の口数に一口に満たない端数が生ずる場合における当該端数の部分の処理の方法に関する事項
- 二 前号の処理を経て法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に交付される金銭の取扱いに関する事項
- 三 前号の金銭を新たに発行する投資口と引換えにする金銭の払込みに充てることにより、同号の投資主に当該新たに発行する投資口を取得させることとするときは、その旨及びその投資口の発行に関する事項
- 四 その他法第八十一条の四第一項の規定による投資口の分割に関する事項

（投資口の分割の通知）

第百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間（六月を超える投資法人にあつては、六月。）とする。

- 2 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口の口数の一口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金銭の額
  - 二 前条第三号に掲げる事項を規約で定めた投資法人にあつては、前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当該投資口の発行の日及び払込金額（法第八十二条第一項第二号に規定する払込金額をいう。次条において同じ。）
  - 三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の総口数

（払込金額の公示の方法）

第百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口と引換えにする金銭の払込の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙への掲載
- 二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行うすべての一般事務受託者の営業所

- 二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

（払戻価額の公示の方法）

第百二十八条 法第二十六条の規定による払戻価額の公示は、第百二十六条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- 2 前項の払戻価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払戻しの期間を明示してしなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法の規定の準用）

第百二十八条の二 第百二十二条の二の規定は、法第三十二条第二項において商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合、法第五十条第一項及び第百五十七条第五項において商法第四百八条ノ二第三項第四号の規定を準用する場合並びに法第五十条第一項において商法第四百十四条ノ二第二項において準用する同法第四百八条ノ二第三項第四号の規定を準用する場合について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百二十八条の三 法第三十八条第二項第二号（法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（清算執行人等の報酬の額の決定）

第百二十九条 金融庁長官は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴いた上で、法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

（清算財産目録等の記載方法）

第百三十条 法第五十五条第一項の財産目録及び貸借対照表は、それぞれ別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十六号により作成しなければならない。

（清算に係る決算報告書の記載方法）

第百三十一条 法第五十九条第一項の決算報告書は、別紙様式第二十七号により作成しな

における揭示

2| 前項の払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口と引換えにする金銭の払込の期日を明示してしなければならない。

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、規約に定められた事項(法第八十三条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を除く。)であつて、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項とする。

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第百三十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、すべての投資信託委託業者につき、それぞれ次に掲げるものとする。

一 名称及び住所

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(これらの者との間の契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。)

(申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合)

第百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提示している場合とする。

一 当該投資法人が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(投資口の端数処理の方法)

第百三十八条 法第八十八条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

ればならない。

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第百三十二条 法第六十三条第一項において準用する法第一条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第百二十三号各号に掲げる者

二 当該投資法人の清算執行人の親族

三 当該投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去二年以内に役員であつた者を含む。)、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であつたもの(法第六十三条第一項において準用する法第一条第三号に該当する者を除く。)

四 当該投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている者

五 当該投資法人の清算執行人から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であつたもの

七 当該投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であつたもの(前号又は法第六十三条第一項において準用する法第一条第三号に該当する者を除く。)

八 当該投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であつたもの

九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

(検査役等の報酬の額の算定手続)

第百三十三条 金融庁長官は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第八十三条において準用する法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額による売却

(投資口の端数払戻しの場合の控除方法)

第三百三十九条 法第八十八条第二項(法第四百九十九条の十七第二項において準用する場合を含む。)又は第四百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、払戻しの直前における一口当たり出資総額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資総額から払戻しの直前における一口当たり出資剰余金の額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資剰余金の額から、それぞれ控除しなければならない。

2 前項の一口当たり出資総額とは、出資総額を発行済投資口(法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。以下この条において同じ。)の総口数で除して得た額をいい、同項の一口当たり出資剰余金の額とは、出資剰余金の額を発行済投資口の総口数で除して得た額をいう。

3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、その投資主名簿に当該投資口につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻金額を記載し、又は記録し、かつ、当該投資口を有していた投資主の有する投資口の口数及び発行済投資口の総口数に係る記載又は記録の変更をしなければならない。

(招集の決定事項)

第四百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(規約に第三号、第四号若しくは第五号イに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を執行役員に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)とする。

一 法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過去に開催した投資主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき(次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が規約で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投資主全員の同意がある場合

二 第四百二十二条から第五百十三条までの規定により投資主総会参考書類(法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(第四百四十九条第三号及び第四号並びに第五百十条第三号を除く。)

一 検査役 執行役員及び監督役員(清算中の投資法人にあっては清算執行人及び清算監督人)

二 執行役員又は監督役員の職務を一時行うべき者 執行役員及び監督役員

三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行うべき者及び鑑定人 清算執行人及び清算監督人

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四 第一百五十四条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（規約に口又はハに掲げる事項についての定めがある場合を除く。）

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ 法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第五十四條において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項又は第九十二条の二第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

六 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（規約に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

七 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三條第二項の規定による通知の方法を定めるとき（規約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方法

（投資主総会参考書類）

第四百四十一条 法第九十一条第四項の規定により交付すべき投資主総会参考書類に記載すべき事項は、第四百四十二条から第四百五十三条までの定めるところによる。

2| 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた投資法人が行つた投資主総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第九十一条第四項の規定による投資主総会参考書類の交付とする。

3| 執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第九十一条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項並びに第四百五十三条第三項及び第四項において同じ。）を發出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき

事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(投資主総会参考書類の一般的記載事項)

第四百二十二条 投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案につき法第百十一条第三項において準用する会社法第百八十四条の規定により投資主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

2| 前項各号に掲げるもののほか、投資主総会参考書類には、法第九十三条第一項の規定による定め(以下この項において「みなし賛成の定め」という。)をした投資法人の投資主総会に提出される議案のうち相対する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにもみなし賛成の定め適用がない旨を記載しなければならない。

3| 投資主総会参考書類には、この条から第百五十三条までに定めるもののほか、投資主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

4| 同一の投資主総会に関して投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

5| 同一の投資主総会に関して投資主に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、投資主総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、投資主に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

(執行役員の選任に関する議案)

第四百三十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者の有する当該投資法人の投資口の口数

三 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

四 候補者と投資法人との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

五 候補者が現に当該投資法人の執行役員であるときは、当該投資法人における地位及び担当

六 就任の承諾を得ていないときは、その旨

2| 前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総

会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の投資法人（当該他の投資法人の子法人（当該投資法人を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の役員（法第九十六条第一項に規定する役員をいう。第六十三条及び第九十九条を除き、以下この節において同じ。）であるときは、当該他の投資法人における地位及び担当

二 候補者が過去五年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

3| 議案が、監督役員の全員の同意によつて提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならぬ。

〔監督役員の選任に関する議案〕

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者の有する当該投資法人の投資口の口数

三 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

四 投資法人との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

五 候補者が現に当該投資法人の監督役員であるときは、当該投資法人における地位及び担当

六 就任の承諾を得ていないときは、その旨

2| 前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の投資法人（当該他の投資法人の子法人（当該投資法人を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の役員であるときは、当該他の投資法人における地位及び担当

二 候補者が過去五年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

〔会計監査人の選任に関する議案〕

第四百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴  
ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

- 二 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 三 法第七十七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の概要
- 四 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 五 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該投資法人が投資主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項
- 六 当該候補者が当該投資法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）若しくは当該親法人の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人としての報酬等及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項の業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（執行役員の解任に関する議案）

- 第百四十六条 執行役員が執行役員の解任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 執行役員の氏名
  - 二 解任の理由

（監督役員の解任に関する議案）

- 第百四十七条 執行役員が監督役員の解任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 監督役員の氏名
  - 二 解任の理由

（会計監査人の解任又は不再任に関する議案）

- 第百四十八条 執行役員が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会計監査人の氏名又は名称
  - 二 解任又は不再任の理由
  - 三 法第七十七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

（吸収合併契約の承認に関する議案）

- 第百四十九条 執行役員が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会

参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該吸収合併（法第四百七十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）を行う理由

二 吸収合併契約の内容の概要

三 当該投資法人が吸収合併消滅法人（法第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）である場合において、法第九十条の二第二項の決定をした日における第九十二条各号（第二号、第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 当該投資法人が吸収合併存続法人（法第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）である場合において、法第九十条の二第二項の決定をした日における第九十三条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（新設合併契約の承認に関する議案）

第百五十条 執行役員が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該新設合併（法第四百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）を行う理由

二 新設合併契約の内容の概要

三 当該投資法人が新設合併消滅法人（法第四百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）である場合において、法第九十条の二第二項の決定をした日における第九十五条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 新設合併設立法人（法第四百四十八条第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）の執行役員となる者についての第四百四十三条に規定する事項

五 新設合併設立法人の監督役員となる者についての第四百四十四条に規定する事項

六 新設合併設立法人の会計監査人となる者についての第四百四十五条に規定する事項

（資産運用委託契約の承認に関する議案）

第百五十一条 執行役員が投資信託委託業者との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該契約を締結しようとする投資信託委託業者（法第二百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者）の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

(資産運用委託契約の解約に関する議案)

第五十二条 執行役員が資産運用委託契約の解約に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、解約の理由を記載しなければならない。

(投資主提案の場合における記載事項)

第五十三条 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項(第三号又は第四号に掲げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあつては、当該事項の概要)を記載しなければならない。

一 議案が投資主の提出に係るものである旨

二 議案に対する役員会の意見があるときは、その意見の内容

三 投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して提案の理由(当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。)を投資法人に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイからハまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イからハまでに定める事項(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。)を投資法人に対して通知したときは、その内容

- イ 執行役員 第四百三十三条に規定する事項
- ロ 監督役員 第四百四十四条に規定する事項
- ハ 会計監査人 第四百四十五条に規定する事項

2] 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、投資主総会参考書類には、その議案及びこれに対する役員会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の投資主から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。

3] 二以上の投資主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、投資主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

(議決権行使書面)

第五十四条 法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は同条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案(次のイからハまでに掲げる場合にあつては、当該イからハまでに定めるもの)

についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

イ 二以上の役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の役員等の解任に関する議案である場合 各役員等の解任

ハ 二以上の会計監査人の不再任に関する議案である場合 各会計監査人の不再任

二 第四百四十条第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が投資法人に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

三 第四百四十条第五号ハに掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき投資主の氏名又は名称及び行使することができる所有する投資口の口数（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ 議案ごとに当該投資主が行使することができる所有する投資口の口数が異なる場合  
議案ごとの行使することができない議案

ロ 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができない議案又は議決権を行使することができない議案

2| 第四百四十条第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に、当該投資主に対して、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならぬ。

3| 同一の投資主総会に関して投資主に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4| 同一の投資主総会に関して投資主に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第百五十五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定める時は、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第四百四十条第三号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号の特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百五十六条 法第九十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める時は、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第四百四十条第五号イに掲げる事項についての定めがある場合に

あつては、同号イの特定の時」とする。

〔検査役が提供する電磁的記録〕

第五百五十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十一年法務省令第二十三号）第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

- 一 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百六条第五項
- 二 法第一百十条第二項において準用する会社法第三百五十八条第五項

〔検査役による電磁的記録に記録された事項の提供〕

第五百五十八条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

- 一 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百六条第七項
- 二 法第一百十条第二項において準用する会社法第三百五十八条第七項

〔実質的に支配する可能性がある関係〕

第五百五十九条 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百八条第一項（ただし書を除く。）に規定する内閣府令で定める投資主は、投資法人（当該投資法人の子法人を含む。）が、当該投資法人の投資主である会社等の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主總會（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式会社（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有する場合における当該投資主である会社等（当該投資主であるもの以外の者が当該投資法人の投資主總會の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該投資主を除く。）とする。

〔執行役員等の説明義務〕

第六百六十条 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十四条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 投資主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合

(次に掲げる場合を除く。)

- イ 当該投資主が投資主総会の日より相当の期間前に当該事項を投資法人に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 投資主が説明を求めた事項について説明をすることにより投資法人その他の者(当該投資主を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- 三 投資主が当該投資主総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、投資主が説明を求めた事項について説明しないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第六十一条 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百八十八条第一項の規定による投資主総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 投資主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 投資主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一| 投資主総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない執行役員、監督役員、会計監査人又は投資主が投資主総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二| 投資主総会の議事の経過の要領及びその結果

三| 次に掲げる規定により投資主総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ| 法第七十七条第一項

ロ| 法第七十七条第二項

ハ| 法第一百一十一条第二項において準用する会社法第三百八十四条

ニ| 法第一百四十六条第六項

ホ| 法第一百五十五条の四

四| 投資主総会に出席した執行役員、監督役員又は会計監査人の氏名又は名称

五| 投資主総会の議長が存するときは、議長の氏名

六| 議事録の作成に係る職務を行った執行役員の氏名

(補欠の役員の選任)

第六十二条 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

2| 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項に規定する決議により

補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
  - 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名
  - 三 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
  - 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
- 3 補欠の役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、規約に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する投資主総会の開始の時までとする。ただし、投資主総会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者）

第百六十三条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資法人の設立企画人又は執行役員であつた者
- 二 当該投資法人の設立企画人若しくは執行役員又はこれらであつた者の親族
- 三 当該投資法人の設立企画人等（設立企画人及び設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者をいう。以下この条において同じ。）及び執行役員が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの（法第百条第三号に該当する者を除く。）
- 四 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から継続的な報酬を受けている者
- 五 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者
- 六 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者及び執行役員が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの
- 七 当該投資法人の執行役員が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの（前号又は法第百条第三号に該当する者を除く。）
- 八 当該投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第百九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若

しくは二以上であったもの

九 第三号から前号まで又は法第百条第三号若しくは第五号のいずれかに該当する者の配偶者

(監督役員調査の対象)

第百六十四条 法第百十一条第三項において準用する会社法第三百八十四条に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(役員会の議事録)

第百六十五条 法第百十五条第一項において準用する会社法第三百六十九条第三項の規定による役員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 役員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 役員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一| 役員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない執行役員、監督役員又は会計監査人が役員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二| 役員会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ| 法第百十三条第二項の規定による執行役員の請求を受けて招集されたもの

ロ| 法第百十三条第三項の規定による監督役員の請求を受けて招集されたもの

ハ| 法第百十三条第四項の規定により執行役員又は監督役員が招集したもの

三| 役員会の議事の経過の要領及びその結果

四| 決議を要する事項について特別の利害関係を有する役員があるときは、当該役員の名

五| 役員会に出席した会計監査人の氏名又は名称

六| 役員会の議長が存するときは、議長の氏名

(報酬等の額の算定方法)

第百六十六条 法第百十五条の六第三項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一| 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の営業期間(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む営業期間及びその前の各営業期間に限る。)ごとの合計額(当該営業期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ| 法第百十五条の六第三項の投資主総会の決議を行った場合 当該投資主総会の決議の  
目|

ロ 法第百十五條の六第七項の規定による役員会の決議に基づいて責任を免除する旨の同意を行った場合 当該同意のあった日

ハ 法第百十五條の六第十二項において準用する会社法第四百二十七條第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 当該役員等が当該投資法人から受けた退職慰労金及びその性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

(1) 執行役員又は監督役員 四

(2) 会計監査人 二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第百六十七條 法第百十五條の六第六項（法第百十五條の六第十一項及び法第百十五條の六第十二項において準用する会社法第四百二十七條第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、退職慰労金及びその性質を有する財産上の利益とする。

（投資法人のその他一般事務）

第百六十八條 法第百十七條第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うべき旨

二 当該事務を受託する一般事務受託者は、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うに当たり、顧客に対し、次に掲げる事項について説明する義務を負う旨

イ 法第七十一條第一項各号、第八十三條第一項各号又は第百三十九條の四第一項各号に掲げる事項の内容

ロ 投資主又は投資法人債権者（法第百三十九條の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。以下同じ。）となった場合に有すべき権利

ハ 一般事務受託者に対して支払われる手数料その他の費用のうち、投資口若しくは投資法人債の引受けをしようとする者又は投資主若しくは投資法人債権者の直接の負担により支払われるべきものがあるときは、その内容

ニ 投資口又は投資法人債の価額の変動その他の理由により発生し得る危険の内容

- 2| 法第百十七条第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
    - 一| 投資主に対して分配又は払戻しをする金銭の支払に関する事務
    - 二| 法第八十六条第一項に規定する投資法人にあっては、投資口の払戻請求の受付け及び払戻しに関する事務
    - 三| 前二号並びに法第百十七条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
    - 四| 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務
    - 五| 前号並びに法第百十七条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務
    - 六| 会計帳簿の作成に関する事務
    - 七| 納税に関する事務
    - 八| その他金融庁長官が定める事務
  - 3| 投資法人は、前項第一号から第三号まで又は法第百十七条第二号（投資主名簿に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資主に通知しなければならない。
  - 4| 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第百十七条第二号（投資法人債原簿に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったときは、その内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を当該変更があった種類（法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。第百八十三条において同じ。）の投資法人債権者に通知しなければならない。
- （設立時募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務の委託契約の締結）
- 第百六十九条 設立時募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務に係る委託契約の締結は、設立企画人が行うものとする。
- （払戻金額の公示の方法）
- 第百七十条 法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十八条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。
- 2| 前項の払戻金額の公示は、当該払戻金額が適用される投資口の払戻しの期間を明示してしなければならない。

(違法な払戻しに関して責任をとるべき執行役員等)

第百七十一条 法第百二十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 違法な払戻し(法第百二十四条第一項第三号に掲げる場合において、投資法人が行った投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。)に関する職務を行った執行役員
- 二 違法な払戻しが役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者
  - イ 当該役員会の決議に賛成した役員
  - ロ 当該役員会に当該利益の供与に関する議案を提案した執行役員
- 三 違法な払戻しが投資主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者
  - イ 当該投資主総会に当該違法な払戻しに関する議案を提案した執行役員
  - ロ イの議案の提案が役員会の決議に基づいて行われたときは、当該役員会の決議に賛成した役員
- ハ 当該投資主総会において当該違法な払戻しに関する事項について説明をした役員

(計算書類等の承認に係る電磁的方法)

第百七十二条 法第百三十一条第四項(法第百六十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第百七十三条 令第九十二条第一項の規定により示すべき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(金銭の分配に関して責任をとるべき執行役員等)

第百七十四条 法第百三十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 剰余金の配当による金銭等の交付に関する職務を行った執行役員

二 法第百三十一条第二項の金銭の分配に係る計算書の承認に賛成した役員

三 分配可能額の計算に関する報告を監督役員又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした執行役員

2 法第百三十八条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、役員会に議案を提案した執行役員とする。

(募集事項)

第百七十五条 法第百三十九条の三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 数回に分けて募集投資法人債（法第百三十九条の三第一項に規定する募集投資法人債をいう。以下同じ。）と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（同項第十一号に規定する払込金額をいう。次条第四号において同じ。）

二 法第百三十九条の八の規定による委託に係る契約において法に規定する投資法人債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

三 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

〔投資法人債を引き受ける者の募集に際して役員会が定めるべき事項〕

第百七十六条 法第百三十九条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 二以上の募集（法第百三十九条の三第一項の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る同項各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨
- 二 募集投資法人債の総額の上限（前号に規定する場合にあつては、各募集に係る募集投資法人債の総額の合計額）
- 三 募集投資法人債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱
- 四 募集投資法人債の払込金額の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

〔通知事項〕

第百七十七条 法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、投資法人債管理者を定めたとときのその名称及び住所とする。

〔申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合〕

第百七十八条 法第百三十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該投資法人が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

〔投資法人債の種類〕

第百七十九条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資法人債の利率
- 二 投資法人債の償還の方法及び期限
- 三 利息支払の方法及び期限
- 四 投資法人債を發行するときは、その旨
- 五 投資法人債権者が法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 六 投資法人債管理者が投資法人債権者集会の決議によらずに法第百三十九条の九第四項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨

七 投資法人債管理者を定めるときは、その名称及び住所並びに法第百三十九条の八の規定による委託に係る契約の内容

八 法第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の氏名又は名称及び住所

九 投資法人債が担保付投資法人債であるときは、令第九十八条において適用する担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

〔投資法人債原簿記載事項〕

第百八十条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、投資法人債権者が募集投資法人債と引換えにする金銭の払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺したときの、債権の額及び相殺をした日とする。

〔閲覧権者〕

第百八十一条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十四条第二項に規定する内閣府令で定める者は、投資法人債権者その他の投資法人債発行法人（法第百三十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人をいう。以下同じ。）の債権者及び投資主とする。

〔投資法人債原簿記載事項の記載等の請求〕

第百八十二条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資法人債取得者（投資法人債を投資法人債発行法人以外の者から取得した者（当該投資法人債発行法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が投資法人債権者として投資法人債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該投資法人債取得者の取得した投資法人債に係る法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 投資法人債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 投資法人債取得者が一般承継により当該投資法人の投資法人債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 投資法人債取得者が当該投資法人の投資法人債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき

2) 前項の規定にかかわらず、投資法人債取得者が取得した投資法人債が投資法人債券を発行

する定めがあるものである場合には、法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、投資法人債取得者が投資法人債券を提示して請求をした場合とする。

（投資法人債管理者を設置することを要しない場合）

第百八十三条 法第百三十九条の八に規定する内閣府令で定める場合は、ある種類の投資法人債の総額を当該種類の各投資法人債の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

（投資法人債管理者の資格）

第百八十四条 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者
- 二 商工組合中央金庫
- 三 農業協同組合法第十條第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 長期信用銀行法（昭和五十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行
- 八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 九 農林中央金庫

（特別の関係）

第百八十五条 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十條第二項第二号（同法第七百十二條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係
  - 二 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係
- 2] 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして

前項の規定を適用する。

(投資法人債権者集会の招集の決定事項)

第百八十六条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により投資法人債権者集会参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ロ 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資法人債権者の請求があつた時に当該投資法人債権者に対して法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第百八十八条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行ふ法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 一の投資法人債権者が同一の議案につき法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資法人債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

二 第百八十八条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(投資法人債権者集会参考書類)

第百八十七条 投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案が代表投資法人債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項  
イ 候補者の氏名又は名称

ロ 候補者の略歴又は沿革

ハ 候補者が投資法人債発行法人又は投資法人債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

2| 投資法人債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、投資法人債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3| 同一の投資法人債権者集会に関して投資法人債権者に対して提供する投資法人債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、投資法人債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4| 同一の投資法人債権者集会に関して投資法人債権者に対して提供する招集通知（法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）の内容とすべき事項のうち、投資法人債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面）

第百八十八条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第百八十六条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第百八十六条第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条に規定する招集者をいう。次項において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2| 第百八十六条第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の承諾をした投資法人債権者の請求があつた時に、当該投資法人債権者に対して、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二

項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3| 同一の投資法人債権者集会に関して投資法人債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、投資法人債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

4| 同一の投資法人債権者集会に関して投資法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、投資法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第百八十九条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第百八十六条第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百九十条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第百八十六条第三号イの行使の期限とする。

（投資法人債権者集会の議事録）

第百九十一条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による投資法人債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 投資法人債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 投資法人債権者集会が開催された日時及び場所

二 投資法人債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十九条第一項の規定による投資法人債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債権者又は投資法人債権者代表者の氏名又は名称

五 投資法人債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

（吸収合併消滅法人の事前開示事項）

第百九十二条 法第百四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合には、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- 二 当該吸収合併存続法人の規約の定め
- 三 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項
  - イ 最終営業期間（各営業期間に係る計算書類（法第百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合には、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容
  - ロ 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日（法第百四十九条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。以下この条において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
  - 四 吸収合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあっては、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
  - 五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第百四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
  - 六 吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（吸収合併存続法人の事前開示事項）

第百九十三条 法第百四十九条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合には、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- 二 吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項
  - イ 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合には、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日（法第百四十九条の六第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。以下この条において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）。

三 吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）。

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができざる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（吸収合併存続法人の事後開示事項）

第百九十四条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅法人における法第百四十九条の三及び第百四十九条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続法人における法第百四十九条の八の規定及び法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第百四十九条第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 法第百六十九条第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併消滅法人の事前開示事項）

第百九十五条 法第百四十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる

事項とする。

一 法第四百四十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

二 他の新設合併消滅法人の最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあつては、他の新設合併消滅法人の成立の日における貸借対照表）の内容

三 新設合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、新設合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約備置開始日（法第四百四十九条の十一第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。以下この条において同じ。）後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立法人の債務（他の新設合併消滅法人から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

五 新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立法人の作成事項）

第四百九十六条 法第四百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第四百四十九条の十三の規定及び法第四百四十九条の十四において準用する法第四百四十九条の四の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（新設合併設立法人の事後開示事項）

第四百九十七条 法第四百四十九条の十六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、法第四百四十九条の十一第一項の規定により新設合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

（投資口の端数処理の方法）

第百九十八条 法第百四十九条の十七第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行い取引による売却
- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行い取引による売却
- 三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額による売却

（清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者）

第百九十九条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 第百六十三条各号に掲げる者
- 二 当該清算投資法人（法第百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。）の清算執行人の親族
- 三 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員（過去二年以内に役員であった者を含む。）、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの（法第百五十一条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。）
- 四 当該清算投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている者
- 五 当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者
- 六 当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの
- 七 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であった法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの（前号又は法第百五十一条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。）
- 八 当該清算投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第百九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信

託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの  
一若しくは二以上であったもの

九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百条 金融庁長官は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴いた上で、法第百五十四条第二項(法第百五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報酬の額を定めるものとする。

(清算監督人調査の対象)

第二百一条 法第百五十四条の二第二項において準用する会社法第三百八十四条に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(清算人会の議事録)

第二百二条 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百六十九条第三項の規定による清算会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 清算会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 清算会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 清算会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算執行人、清算監督人又は会計監査人が清算会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 清算会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百十三条第二項の規定による清算執

行人の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百十三条第三項の規定による清算監

督人の請求を受けて招集されたもの

ハ 法第百五十四条の三第二項において準用する法第百十三条第四項の規定により清算執

行人又は清算監督人が招集したもの

三 清算会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算執行人又は清算監督人があると

きは、その氏名

五 清算会に出席した会計監査人の氏名又は名称

六 清算会の議長が存するときは、議長の氏名

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第二百三条 法第五十八條第三項において準用する会社法第五百五條第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 法第五十八條第三項において準用する会社法第五百五條第一項第一号の期間の末日（以下この項において「行使期限日」という。）における当該残余財産を取引する市場における最終の価格（当該行使期限日に売買取引がない場合又は当該行使期限日が当該市場の休業日に当たたる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2| 法第五十八條第三項において準用する会社法第五百六條の規定により法第五十八條第三項において準用する会社法第五百五條第三項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第五十八條第三項において準用する会社法第五百五條第一項第一号の期間の末日」とあるのは、「残余財産の分配をする日」とする。

（総資産額）

第二百四條 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百三十六條第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、法第五百五條第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

（債権者集会の招集の決定事項）

第二百五條 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類（法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十五條第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第六十四條第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發し

た時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

ロ 法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者(法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。)の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。第二百七条において同じ。)の交付(当該交付に代えて行ふ法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をしなければならないこととするときは、その旨

ハ 一の協定債権者が同一の議案につき法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項又は第五百五十七条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに、おける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項  
ニ 第二百七条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(債権者集会参考書類)

第二百六条 債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権(法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第三項に規定する協定債権をいう。)について法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

二 議案

2| 債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項(第一項第二号に掲げる事項に限る。)のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知(法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第二百七条 法第六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第六十四条第四項において準用する会社法第五百五十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての同意の有無(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄

二 第二百五条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第二百五条第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者(法第六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。次項において同じ。)に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

2| 第二百五条第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に、当該協定債権者に対して、法第六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をしなければならない。

3| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

(書面による議決権行使の期限)

第二百八条 法第六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第二百五条第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第二百九条 法第六十四条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する

内閣府令で定める時は、第二百五条第三号イの行使の期限とする。

〔債権者集会の議事録〕

第二百十條 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百六十一條の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 債権者集会が開催された日時及び場所

二 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十九條の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百六十二條の規定により債権者集会に対する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

五 債権者集会に出席した清算執行人の氏名

六 債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

〔検査役等の報酬の額の算定手続〕

第二百十一條 金融庁長官は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第八十三條において準用する法第五十四條第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 検査役 執行役員及び監督役員（清算投資法人にあつては清算執行人及び清算監督人）

二 執行役員又は監督役員の職務を一時行ふべき者 執行役員及び監督役員

三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行ふべき者及び鑑定人 清算執行人及び清算監督人

第二節 投資法人の登録等

（投資法人の登録申請手続）

第二百十四條 （略）

（投資法人の登録申請書の記載事項）

第二百十五條 （略）

（投資法人の登録申請手続）

第二百十二條 （略）

（投資法人の登録申請書の記載事項）

第二百十三條 （略）

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十四条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 一六 (略)

七 別紙様式第三十号により作成した監督役員が法第百一条第一号から第五号まで(同条第一号の規定に基づく法第九条第二項第六号イ及びロを除く。)及びこの府令第百六十三条各号(当該監督役員が外国人である場合には、法第百一条第一号から第五号まで及びこの府令第百六十三条各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第三十一号又は第三十一号の二により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人)の履歴書又は沿革

九 十三 (略)

(登録の実施)

第二百十五条 (略)

(投資法人登録簿等の縦覧)

第二百十六条 (略)

(登録の拒否の通知)

第二百十七条 (略)

(登録事項変更の届出)

第二百十八条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三十四号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 本店の所在地の変更をした場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書

三 執行役員又は監督役員に変更があった場合 新たに執行役員又は監督役員となった者に係る第二百十四条第四号から第八号までに掲げる書面

四 資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があった

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第三十六条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 一六 (略)

七 別紙様式第三十号により作成した監督役員が法第百一条第一号から第五号まで(同条第一号の規定に基づく法第九条第二項第六号イ及びロを除く。)及びこの府令第百二十三号各号(当該監督役員が外国人である場合には、法第百一条第一号から第五号まで及びこの府令第百二十三号各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第三十一号により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人)の履歴書

九 十三 (略)

(登録の実施)

第三十七条 (略)

(投資法人登録簿等の縦覧)

第三十八条 (略)

(登録の拒否の通知)

第三十九条 (略)

(登録事項変更の届出)

第四十条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三十四号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 本店の所在地の変更をした場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書

三 執行役員又は監督役員に変更があった場合 新たに執行役員又は監督役員となった者に係る第三十六条第四号から第八号までに掲げる書面

四 資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があった

場合 新たに資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第百十四号第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面

五 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けることとなつた者に係る第百十四号第十二号に掲げる書面

六 (略)

2 (略)

(削る)

(解散の届出)

第百十九号 法第九十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十六号により作成した解散届出書の正本及び副本に、同項各号に定める者が次に掲げる書類を添付して、第百十五号第一項の登録をした金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第百二十号 (略)

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第百二十一号 令百十七号第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第百二十二号 (略)

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第百二十三号 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資証券の募集等又は投資証券等(法百十七号第三号に規定する投資証券等をいう。

次号、次条及び第百三十二号において同じ。)の募集の取扱い等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

場合 新たに資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第百三十六号第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面

五 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けることとなつた者に係る第百三十六号第十二号に掲げる書面

六 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、前項の登録をしたときは、別紙様式第三十五号により作成した登録変更済通知書により届出者に通知するものとする。

(解散の届出)

第百四十一条 法第九十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十六号により作成した解散届出書の正本及び副本に、同項各号に定める者が次に掲げる書類を添付して、第百三十七号第一項の登録をした金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第百四十二条 (略)

(令第九十六号第七号に規定する内閣府令で定める場合)

第百四十三条 令第九十六号第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第百四十四条 (略)

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第百四十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資証券の募集等又は投資証券等(法百一十一号第三号に規定する投資証券等をいう。

次号、次条及び第百五十三号において同じ。)の募集の取扱い等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 (略)

(投資証券の募集等に係る事故)

第二百二十四条 (略)

(投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第二百二十五条 (略)

2 設立企画人(設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者)又は投資信託委託業者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第二百二十七条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(投資証券の募集等に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第二百二十六条 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項)

第二百二十七条 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

第二百二十八条 (略)

(投資証券の募集等の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第二百二十九条 (略)

(監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者)

第二百三十条 (略)

(資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産)

第二百三十一条 (略)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第二百三十二条 (略)

2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下こ

二 (略)

(投資証券の募集等に係る事故)

第四百六十六条 (略)

(投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四百四十七条 (略)

2 設立企画人(設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者)又は投資信託委託業者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第四百四十九条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(投資証券の募集等に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第四百四十八条 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項)

第四百四十九条 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

第四百五十条 (略)

(投資証券の募集等の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第四百五十条の二 (略)

(監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者)

第四百五十一条 (略)

(資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産)

第四百五十二条 (略)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第四百五十三条 (略)

2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下こ

の項において「受託者」という。)である場合にあつては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一〇三 (略)

四 受託者は、投資証券等に係る有価証券届出書等(資産流動化法第九十九条に規定する有価証券届出書等をいう。)に記載すべき当該受託した資産の保管に関する重要な事項について知った事実を、遅滞なく、委託者に通知すること。

五 (略)

(投資法人の資産の分別保管方法)

第二百三十三条 (略)

(投資法人の帳簿書類)

第二百三十四条 法第二十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 投資証券発行金額帳

七 投資証券払戻金額帳

八〇十二 (略)

2 (略)

(資産保管会社の帳簿書類)

第二百三十五条 (略)

(登録投資法人の営業報告書の様式)

第二百三十六条 (略)

2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の純資産状況表の提出)

第二百三十七条 (略)

(投資法人の臨時報告書の様式)

第二百三十八条 (略)

の項において「受託者」という。)である場合にあつては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一〇三 (略)

四 受託者は、投資証券等に係る有価証券届出書等(資産流動化法第四十三条に規定する有価証券届出書等をいう。)に記載すべき当該受託した資産の保管に関する重要な事項について知った事実を、遅滞なく、委託者に通知すること。

五 (略)

(投資法人の資産の分別保管方法)

第二百五十四条 (略)

(投資法人の帳簿書類)

第二百五十五条 法第二十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 投資証券発行価額帳

七 投資証券払戻価額帳

八〇十二 (略)

2 (略)

(資産保管会社の帳簿書類)

第二百五十六条 (略)

(登録投資法人の営業報告書の様式)

第二百五十七条 (略)

2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の純資産状況表の提出)

第二百五十八条 (略)

(投資法人の臨時報告書の様式)

第二百五十九条 (略)

(投資法人に係る処分の公告の方法)  
第二百三十九条 (略)

(外国投資法人等の代理人)  
第二百四十条 (略)

(外国投資法人等の届出等)  
第二百四十一条 (略)

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二・三 (略)

3 (略)

(外国投資法人の変更届出等)  
第二百四十二条 (略)

(外国投資法人の解散事由)  
第二百四十三条 法第二百二十二条第一項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。  
一 (略)  
二 規約で定めた解散事由  
三 五 (略)

(参考人等に支給する旅費その他の費用)  
第二百四十四条 (略)

(削除)

(登録の移管)  
第二百四十五条 投資法人が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長(以下この条において「管轄財務局長」という。)は、第二百十八条第一項第二号の届出があった場合

(投資法人に係る処分の公告の方法)  
第六十条 (略)

(外国投資法人等の代理人)  
第六十一条 (略)

(外国投資法人等の届出等)  
第六十二条 (略)

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の分割による営業の全部若しくは一部の承継又は営業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二・三 (略)

3 (略)

(外国投資法人の変更届出等)  
第六十三条 (略)

(外国投資法人の解散事由)  
第六十四条 法第二百二十二条第一項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。  
一 (略)  
二 規約に定めた解散事由  
三 五 (略)

(参考人等に支給する旅費その他の費用)  
第六十五条 (略)

第六十六条 削除

(登録の移管)  
第六十七条 投資法人が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長(以下この条において「管轄財務局長」という。)は、第四百零一条第一項第二号の届出があった場合

合（同項第二号に規定する本店の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に投資法人の本店の所在地を変更するもの届出があつた場合に限る。）は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。

2 (略)

(削る)

(經由官庁)

第二百四十六条 (略)

(標準処理期間)

第二百四十七条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内（令第二百二十二条第二項に掲げる命令その他の処分については二月以内）に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一〜三 (略)

別表第一 (第十七条関係)

項目	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
資本金の額の減少 (法第十条の二)	1 現在の資本金の額 2 変更後の資本金の額 3〜5 (略)	1 (略) 2 株主総会議事録（株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録）その他必要な手続きがあつたことを証する書面 3 (略) 4 減資を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支及び純資産額の見込みを記載した書面 5 資本金の額の変更手続を記載した書面

同項第二号に規定する本店の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に投資法人の本店の所在地を変更するもの届出があつた場合に限る。）は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。

2 (略)

3 財務局長は、前項の登録をしたときは、別紙様式第三十五号により作成した登録変更済通知書により届出者に通知するものとする。

(經由官庁)

第二百六十八条 (略)

(標準処理期間)

第二百六十九条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内（令第一百一条第二項に掲げる命令その他の処分については二月以内）に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一〜三 (略)

別表第一 (第十七条関係)

項目	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
資本の額の減少 (法第十条の二)	1 現在の資本金の額 2 変更後の資本金の額 3〜5 (略)	1 (略) 2 株主総会議事録（株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録） 3 (略) 4 減資を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支及び純資産額の見込みを記載した書面 5 資本の額の変更手続を記載した書面

別表第二 (第十九条関係)

項目	記載事項	添付書類
資本金の額の増加 (法第十条の三 第一項)	1 現在の資本金の額 2 変更後の資本金の額 3 5 (略)	1 (略) 2 株主総会議事録その他必要な手続があったことを証する書面 3 (略) 4 資本金の額の変更手続を記載した書面
商号の変更 (法第十条の三 第一項)	(略)	1 (略) 2 株主総会議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合)にあつては、当該場合に該当することを証する書面
(略)	(略)	(略)
本店、支店その他の営業所の廃止 (法第十条の三 第二項)	(略)	1 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 2 (略)
取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人の氏名又は名称の変更 (法第十条の三 第二項)	1 住所の変更 2 (略)	1 会社の登記事項証明書(取締役、会計参与、監査役又は執行役に異動があつた場合に限る。 2 就任をした取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人に係る第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる書類

別表第二 (第十九条関係)

項目	記載事項	添付書類
資本金の額の増加 (法第十条の三 第一項)	1 現在の資本金の額 2 変更後の資本金の額 3 5 (略)	1 (略) 2 株主総会議事録(株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録) 3 (略) 4 資本金の額の変更手続を記載した書面
商号の変更 (法第十条の三 第一項)	(略)	1 (略) 2 株主総会議事録
(略)	(略)	(略)
本店、支店その他の営業所の廃止 (法第十条の三 第二項)	(略)	1 取締役会議事録 2 (略)
取締役及び監査役 (法第十条の三 第二項)	1 住所の変更 2 (略)	1 会社の登記事項証明書(取締役、執行役又は監査役に異動があつた場合に限る。 2 就任をした取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)並びに重要な使用人に係る第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる書類

<p>与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人の住所の変更 (法第十条の三第二項)</p>	<p>があつた取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無</p> <p>2 (略)</p>	<p>しくは執行役又は重要な使用人に係る第十一条第一項第二号に掲げる書類</p>	<p>兼業業務の廃止 (法第十条の三第二項)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 2 (略)</p>	<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十第一項の規定により営む業務の兼営 (法第三十四条の十第二項)</p>	<p>(略)</p>	<p>1、3 (略) 4 当該兼業業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支の見込みを記載した書面 5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 合併等の契約書(新設分割の場合は新設分割計画書) 2 株主総会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 3 合併等の当事者の最近の貸借対照表(関連する注記を含む。) 4 (略)</p>
---	--	--	--------------------------------	------------	--	--	------------	---	------------	------------	--

<p>役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)並びに重要な使用人の住所の変更 (法第十条の三第二項)</p>	<p>があつた取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役)並びに重要な使用人の氏名、役職名及び代表権の有無</p> <p>2 (略)</p>	<p>設置会社にあつては、取締役及び執行役)並びに重要な使用人に係る第十一条第一項第二号に掲げる書類</p>	<p>兼業業務の廃止 (法第十条の三第二項)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 取締役会議事録 2 (略)</p>	<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十第一項の規定により営む業務の兼営 (法第三十四条の十第二項)</p>	<p>(略)</p>	<p>1、3 (略) 4 当該兼業業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 合併等の契約書(新設分割の場合は分割計画書) 2 株主総会議事録 3 合併等の当事者の最近の貸借対照表 4 (略) 5 合併等の相手方が投資信託委託業者でない場合は、当該会社の営業の内容並びに最近二営業</p>
---	---	--	--------------------------------	------------	----------------------------	--	------------	---	------------	------------	--

<p>下「合併等」という。） （法第三十八条第一項）</p>	<p>（略）</p>	<p>5 合併等の相手方が投資信託委託業者でない場合は、当該会社の事業の内容並びに最近二事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。） 6 合併後存続する会社、分割により事業を承継した会社又は譲受会社の合併等をした日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支の見込みを記載した書面 7～9 （略）</p>	<p>投資信託委託業者についての破産手続開始の決定、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業の廃止 （法第三十八条第一項）</p>	<p>1 （略） 2 公告を行った日刊新聞紙名又は公告アドレス 3 （略）</p>	<p>1 株主総会議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面） 2～6 （略）</p>
------------------------------------	------------	--	---	---	--

<p>下「合併等」という。） （法第三十八条第一項）</p>	<p>（略）</p>	<p>年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類 6 合併後存続する会社、分割により営業を承継した会社又は譲受会社の合併等をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 7～9 （略）</p>	<p>投資信託委託業者についての破産手続開始の決定、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業の廃止 （法第三十八条第一項）</p>	<p>1 （略） 2 公告を行った日刊新聞紙名 3 （略）</p>	<p>1 株主総会議事録 2～6 （略）</p>
------------------------------------	------------	---	---	---	------------------------------

別表第三 (第二十一条関係)

(法第三十八条 第三項)		
項目 投資信託委託業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職 (法第十三条)	記載事項 (略)	添付書類 1 当該取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の履歴書 2 (略) 3 兼職しようとする会社の定款、直近の事業報告並びに最近における財産及び損益状況を記載した書面 4 (略) 5 当該取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面
投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の兼営 (法第三十四条の十一第一項ただし書)	(略)	1~3 (略) 4 当該兼業業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支の見込みを記載した書面 5 (略)
投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の内容及び方法の変更 (法第三十四条の十一第六項)	(略)	1~5 (略) 6 当該兼業業務の変更を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支の見込み
(略)	(略)	(略)

別表第三 (第二十一条関係)

(法第三十八条 第三項)		
項目 投資信託委託業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職 (法第十三条)	記載事項 (略)	添付書類 1 当該取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の履歴書 2 (略) 3 兼職しようとする会社の定款、直近の営業報告並びに最近における財産及び損益状況を記載した書面 4 (略) 5 当該取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面
投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の兼営 (法第三十四条の十一第一項ただし書)	(略)	1~3 (略) 4 当該兼業業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 5 (略)
投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の内容及び方法の変更 (法第三十四条の十一第六項)	(略)	1~5 (略) 6 当該兼業業務の変更を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込み
(略)	(略)	(略)

別表第五 (第六十九条第二項関係)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
投資信託財産運用指図書	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び新株予約権の行使の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること(これらの指図書については受託者ごとに別紙として方法に代えて、銘柄ごとに別紙とする方法によることができる。)
(略)	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び新株予約権の行使の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること(これらの指図書については受託者ごとに別紙として方法に代えて、銘柄ごとに別紙とする方法によること
(略)	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び新株予約権の行使の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること(これらの指図書については受託者ごとに別紙として方法に代えて、銘柄ごとに別紙とする方法によること
(略)	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び新株予約権の行使の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること(これらの指図書については受託者ごとに別紙として方法に代えて、銘柄ごとに別紙とする方法によること

別表第五 (第六十九条第二項関係)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
投資信託財産運用指図書	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び商法第三百四十一條ノ三第七号の請求の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること。
(略)	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び商法第三百四十一條ノ三第七号の請求の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること。
(略)	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び商法第三百四十一條ノ三第七号の請求の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること。
(略)	(略)	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び商法第三百四十一條ノ三第七号の請求の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること。

別表第十一 (第二百二十二条第一項関係)  
(略)

別表第十二 (第二百三十四条第二項関係)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
投資証券発行金額帳	発行金額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、発行金額	投資証券の発行金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額とする。	発行金額の確定に関する書類を保存すること。
投資証券払戻金額帳	払戻金額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、払戻金額	投資証券の払戻金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額とする。	払戻金額の確定に関する書類を保存すること。
投資法人債券台帳	(略)		発行金額の確定に関する書類を保存すること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十三 (第二百三十五条第二項関係)  
(略)

別表第十四 (第二百四十二条関係)

項目	記載事項	添付書類
外国投資法人の届出内容の変更 (法第二百二十一条第一項)	(略)	1、3 (略) 4 当該外国投資法人の規約又はこれに類する書類の変更に關する第二百四十一条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類

別表第十一 (第四百四十四条第一項関係)  
(略)

別表第十二 (第五百五十五条第二項関係)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
投資証券発行価額帳	発行価額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、発行価額	投資証券の発行価額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額とする。	発行価額の確定に関する書類を保存すること。
投資証券払戻価額帳	払戻価額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、払戻価額	投資証券の払戻価額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額とする。	払戻価額の確定に関する書類を保存すること。
投資法人債券台帳	(略)		発行価額の確定に関する書類を保存すること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十三 (第五百五十六条第二項関係)  
(略)

別表第十四 (第六百六十三条関係)

項目	記載事項	添付書類
外国投資法人の届出内容の変更 (法第二百二十一条第一項)	(略)	1、3 (略) 4 当該外国投資法人の規約又はこれに類する書類の変更に關する第六百六十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類

外国投資法人の 解散（法第二百 二十二条第一項 及び第二項）	（略）	1・2 （略） 3 当該外国投資法人の解散に関する第二百四十 一条第三項第一号から第四号までに掲げる書類 に準ずる書類
外国投資法人の 解散（法第二百 二十二条第一項 及び第二項）	（略）	1・2 （略） 3 当該外国投資法人の解散に関する第六十二 条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に 準ずる書類

改正案

現行

別紙様式第1号（第10条関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）

（略）

（第2面）

1. （略）
2. 資本金の額
3. （略）
4. 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。）並びに重要な使用人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	役職名	代表権の有無	常勤・非常勤	住所	最終の職歴

（記載上の注意）

1. 外国法人にあつては、会社法第817条第1項に規定する日本における代表者を明示すること。
2. （略）

別紙様式第2号（第11条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

氏名又は名称 印

誓 約 書

別紙様式第1号（第10条関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）

（略）

（第2面）

1. （略）
2. 資本の額
3. （略）
4. 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）並びに重要な使用人の氏名及び住所

氏名	役職名	代表権の有無	常勤・非常勤	住所	最終の職歴

（記載上の注意）

1. 外国法人にあつては、商法第479条第1項の代表者を明示すること。
2. （略）

別紙様式第2号（第11条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

氏名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号ハからヲまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

(略)

別紙様式第3号の2 (第11条第1項第5号関係)

(日本工業規格A4)

沿 革

<u>(ふりがな)</u>		
名	称	
<u>(ふりがな)</u>		
代表者の氏名		
住	所	(郵便番号 - )  電話番号 ( ) -
設立年月日		
設立の経緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
賞	年月日	賞 罰 の 内 容

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号ハからヲまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

(略)

(新設)

罰		
上記のとおり相違ありません。		
年	月	日
代表者の氏名		印

(記載上の注意)

1. 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
2. 「賞罰」は、法第9条第2項第6号に該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第6号（第11条第3項関係）

（日本工業規格A4）

1. 投資信託契約締結計画書

（単位：百万円）

	開業年度	株式投資信託			公社債投資信託			不動産投資信託			その他の投資信託			合計 (A~D)
		単位型	追加型	合計(A)	単位型	追加型	合計(B)	単位型	追加型	合計(C)	単位型	追加型	合計(D)	
	年月～年月													
	年月～年月													
	年月～年月													
	年月～年月													
	計													
	一事業年度													
	年月～年月													
	年月～年月													
	年月～年月													
	計													

別紙様式第6号（第11条第3項関係）

（日本工業規格A4）

1. 投資信託契約締結計画書

（単位：百万円）

	開業年度	株式投資信託			公社債投資信託			不動産投資信託			その他の投資信託			合計 (A~D)
		単位型	追加型	合計(A)	単位型	追加型	合計(B)	単位型	追加型	合計(C)	単位型	追加型	合計(D)	
	年月～年月													
	年月～年月													
	年月～年月													
	年月～年月													
	計													
	一営業年度													
	年月～年月													
	年月～年月													
	年月～年月													
	計													

二 事 業 年 度	年月～年月																				
	年月～年月																				
	年月～年月																				
	年月～年月																				
	計																				
三 事 業 年 度	年月～年月																				
	年月～年月																				
	年月～年月																				
	年月～年月																				
	計																				

(記載上の注意)  
(略)

(日本工業規格 A4)

2. 資産運用委託契約締結計画書

		株 式		公 社 債		不 動 産		そ の 他		合 計	
		投資 法人 数	資産運 用額								
開 業 年 度	年月～年月		百万円								
	年月～年月										
	年月～年月										
	年月～年月										

二 営 業 年 度	年月～年月																					
	年月～年月																					
	年月～年月																					
	年月～年月																					
	計																					
三 営 業 年 度	年月～年月																					
	年月～年月																					
	年月～年月																					
	年月～年月																					
	計																					

(記載上の注意)  
(略)

(日本工業規格 A4)

2. 資産運用委託契約締結計画書

		株 式		公 社 債		不 動 産		そ の 他		合 計	
		投資 法人 数	資産運 用額								
開 業 年 度	年月～年月		百万円								
	年月～年月										
	年月～年月										
	年月～年月										

一 事 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月																				
	計																				
二 事 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月																				
	計																				
三 事 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月																				
	計																				

(記載上の注意)  
(略)

別紙様式第8号 (第70条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 営業報告書

金融庁長官 殿

年 月 日提出

投資信託委託業者名 印

所在地

代表者名 印

(一) 業 務 の 状 況

一 営 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月																					
	計																					
二 営 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月																					
	計																					
三 営 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月																					
	計																					

(記載上の注意)  
(略)

別紙様式第8号 (第70条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 営業報告書

金融庁長官 殿

年 月 日提出

投資信託委託業者名 印

所在地

代表者名 印

(一) 業 務 の 状 況

(1) (略)

(2) 投資信託の設定、解約及び償還の状況

区 分	設 定		解 約	償 還		期中増減	残 存	
	ファン ド数	元本額		ファン ド数	元本額		ファン ド数	元本額
単位型投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型投資信託								
株式投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
不動産投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
その他投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
投資信託計								
合 計								
親投資信託受益証券								

(3)~(7) (略)

(二) 経 理 の 状 況

(1) (略)

(2) 投資信託の設定、解約及び償還の状況

区 分	設 定		解 約	償 還		期中増減	残 存	
	ファン ド数	元本額		ファン ド数	元本額		ファン ド数	元本額
単位型投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型投資信託								
株式投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
不動産投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
投資信託計								
合 計								
親投資信託受益証券								

(3)~(7) (略)

(二) 経 理 の 状 況

(1) 貸借対照表

年 月 日

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
	千円	千円		千円	千円
流動資産			流動負債		
現金			短期借入金		
預金			預り金		
有価証券			未払金		
短期貸付金			未払収益分配金		
支払委託金			未払償還金		
収益分配金			未払手数料		
償還金			その他未払金		
前払金			未払費用		
未収入金			未払法人税等		
未収委託者報酬			繰延税金負債		
未収運用受託報酬			前受金		
未収収益			前受収益		
繰延税金資産			.....		
.....			流動負債計		
貸倒引当金			固定負債		
流動資産計			長期借入金		
固定資産			退職給付引当金		
有形固定資産			繰延税金負債		
建物			.....		
器具備品			固定負債計		
土地			負債合計		
.....					
無形固定資産			純 資 産 の 部		
営業権			科 目	内 訳	金 額
協会基金			株 主 資 本	千円	千円
.....			資 本 金		
投資その他の資産			新株式申込証拠金		
			資 本 剰 余 金		

(1) 貸借対照表

年 月 日

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
	千円	千円		千円	千円
流動資産			流動負債		
現金			短期借入金		
預金			預り金		
有価証券			未払金		
短期貸付金			未払収益分配金		
支払委託金			未払償還金		
収益分配金			未払手数料		
償還金			その他未払金		
前払金			未払費用		
未収入金			未払法人税等		
未収委託者報酬			繰延税金負債		
未収運用受託報酬			前受金		
未収収益			前受収益		
繰延税金資産			.....		
.....			流動負債計		
貸倒引当金			固定負債		
流動資産計			長期借入金		
固定資産			退職給付引当金		
有形固定資産			繰延税金負債		
建物			.....		
器具備品			固定負債計		
土地			負債合計		
.....					
無形固定資産			資 本 の 部		
営業権			科 目	内 訳	金 額
協会基金			資 本 金	千円	千円
.....			資 本 剰 余 金		
投資等			資 本 準 備 金		
			そ の 他 資 本 剰 余 金		

投資有価証券 関係会社株式 出 資 金 長期貸付金 関係会社長期貸付金 繰延税金資産 ・ ・ ・ ・ ・ 貸倒引当金 固定資産計 繰 延 資 産 創 立 費 ・ ・ ・ ・ ・ 繰延資産計		資 本 準 備 金 その他資本剰余金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 積 立 金 繰越利益剰余金 自 己 株 式 自己株式申込証拠金 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新 株 予 約 権 純 資 産 合 計 負債・純資産 合 計		
資 産 合 計				

投資有価証券 関係会社株式 出 資 金 長期貸付金 関係会社長期貸付金 繰延税金資産 ・ ・ ・ ・ ・ 貸倒引当金 固定資産計 繰 延 資 産 創 立 費 ・ ・ ・ ・ ・ 繰延資産計 資 産 合 計		利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 任 意 積 立 金 当期未処分利益 (又は当期未処理 損失) (うち当期純 利益 (又は当期純 損失) ) 再 評 価 差 額 金 その他有価証券評価差額金 自 己 株 式 資 本 合 計 負債・資本 合 計		
---	--	---	--	--

(2) 損益計算書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

科 目		内 訳	金 額
		千円	千円
経	営業収益		
	委託者報酬		
	運用受託報酬		
	その他営業収益		
	営業費用		
	支払手数料		
	広告宣伝費		
	公告費		
	受益証券発行費		
	調査費		
	調査費		

(2) 損益計算書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

科 目		内 訳	金 額
		千円	千円
経	営業収益		
	委託者報酬		
	運用受託報酬		
	その他営業収益		
	営業費用		
	支払手数料		
	広告宣伝費		
	公告費		
	受益証券発行費		
	調査費		
	調査費		

常 損 の 部 益 の	業 損	委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 諸会費 . . . . .		
	益 の 部	営業費用計 一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 寄付金 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 貸倒引当金繰入 固定資産減価償却費 . . . . . 諸経費 一般管理費計		
営業利益（又は営業損失）				
の 業 外 損 益 の	業 外 損 益 の	営業外収益 受取配当金 有価証券利息 受取利息 有価証券売却益 有価証券償還益 . . . . . 営業外収益計		

常 損 の 部 益 の	業 損	委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 諸会費 . . . . .		
	益 の 部	営業費用計 一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 寄付金 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 貸倒引当金繰入 固定資産減価償却費 . . . . . 諸経費 一般管理費計		
営業利益（又は営業損失）				
の 業 外 損 益 の	業 外 損 益 の	営業外収益 受取配当金 有価証券利息 受取利息 有価証券売却益 有価証券償還益 . . . . . 営業外収益計		

部	部	営業外費用 支払利息 有価証券売却損 貸倒消却 ..... 営業外費用計		
經常利益（又は經常損失）				
特別損益の部	特別利益 臨時利益 ..... 特別利益計 特別損失 臨時損失 ..... 特別損失計			
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）				
法人税等				
法人税等調整額 ×××				
当期純利益（又は当期純損失）				

部	部	営業外費用 支払利息 有価証券売却損 貸倒消却 ..... 営業外費用計		
經常利益（又は經常損失）				
特別損益の部	特別利益 臨時利益 ..... 特別利益計 特別損失 臨時損失 ..... 特別損失計			
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）				
法人税等				
法人税等調整額 ×××				
当期純利益（又は当期純損失） 前期繰越利益（又は前期繰越損失） ××××				
××××積立金取崩し額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）				

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本		
資本金	前期末残高	
	当期変動額	新株の発行
	当期末残高	
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	

(3) 利益処分計算書

年 月 日

摘要	内 訳	金額
	千円	千円
当期未処分利益（当期未処理損失）		
×××積立金取崩し額		
別途積立金取崩し額		
合計		
利益処分額		

	当期変動額	新株の発行	
	当期末残高		
その他資本剰余金	前期末残高及び当		
	期末残高		
資本剰余金合計	前期末残高		
	当期変動額		
	当期末残高		
<u>利益剰余金</u>			
利益準備金	前期末残高		
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積 立て	
	当期末残高		
<u>その他利益剰余金</u>			
XX積立金	前期末残高及び当		
	期末残高		
繰越利益剰余 金	前期末残高		
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益	
	当期末残高		
利益剰余金合計	前期末残高		
	当期変動額		
	当期末残高		
自己株式	前期末残高		
	当期変動額	自己株式の処分	
	当期末残高		
株主資本合計	前期末残高		
	当期変動額		
	当期末残高		
<u>評価・換算差額等</u>			
その他有価証券評価 差 額金	前期末残高		
	当期変動額(純額)		

利 配 役 × 別	益 × 合	準 × 合	備 × 計	金 金 金 金 金		
次	期	繰	越	利 益		

	当期末残高	
繰延ヘッジ損益	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
	当期末残高	
評価・換算差額等合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
新株予約権	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
	当期末残高	
純資産合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	

(削る)

(記載上の注意)

1. 業務の状況  
(1)~(7) (略)
2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2章から第5章までによるほか、次によるものとする。

(1) 貸借対照表

会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第134条各号に掲げる事項を注記すること。

(4) 損失処理計算書

年 月 日

摘要	内 訳	金 額
当期未処理損失	千円	千円
損失処理額		
×××積立金取崩額		
別途積立金取崩額		
利益準備金取崩額		
資本準備金取崩額		
合計		
次期繰越損失		

(記載上の注意)

1. 業務の状況  
(1)~(7) (略)
2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2章から第5章までによるほか、次によるものとする。

(1) 貸借対照表

イ 貸付金等の債権に対する貸倒見積高は、各資産科目に対する控除科目として貸倒引当金の科目をもって一括して記載すること。

(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書

イ 各項目について期中における変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

ロ その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

ハ 各合計額の記載は省略することができる。

三 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

別紙様式第9号（第70条第2項第1号関係）

（日本工業規格A4）

委託者指図型投資信託及び投資法人一覧表

(1) (略)

(2) 投資法人（ 年 月末）

投資法人名	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率	1口当たりの分配金	過去1年間設定来年平均	備考

り純み払戻金額運用利

ロ 有形固定資産及び無形固定資産については、減価償却額を控除した残額を記載し、減価償却額を各科目ごとに注記すること。

ハ 資産が担保に供されているときは、その旨及び金額を各科目ごとに注記すること。

三 授權株式数及び議決権の総数は、貸借対照表に注記すること。

ホ 商法施行規則（平成14年法務省令第22号）第34条第1項（子会社等に対する金銭債権）、第40条第1項（時価が著しく低い場合の注記）、第44条（償却年数の変更の注記）、第50条（取締役等に対する金銭債権）、第60条第1項（支配株主等に対する金銭債務）、第64条（取締役等に対する金銭債務）、第65条（保証債務等）及び第72条（資本の欠損の注記）に定める事項を注記すること。

(2) (略)

(3) 利益処分計算書

イ 配当金の内訳欄に一株当たり配当金を記載すること。また、記念配当を行った場合はその旨を注記すること。

ロ その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。

ハ その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金繰越高について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

別紙様式第9号（第70条第2項第1号関係）

（日本工業規格A4）

委託者指図型投資信託及び投資法人一覧表

(1) (略)

(2) 投資法人（ 年 月末）

投資法人名	設立年月日	存立期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率	1口当たりの分配金	過去1年間設定来年平均	備考

り純み払戻価額運用利

					特定 資産	比率	資 産 額	の騰落率	回り	
			百万円	百万 円		%	円	%	%	

(記載上の注意)

(略)

					特定 資産	比率	資 産 額	の騰落率	回り	
			百万円	百万 円		%	円	%	%	

(記載上の注意)

(略)

別紙様式第 17 号 (第 70 条第 2 項第 10 号関係)

(日本工業規格 A 4)

常務に従事する取締役等の兼職状況報告書

( 年 月末現在)

兼業承認を受けた取締役 (委員会設置会社にあっ ては、執行役)	兼 職 承 認 事 項
---------------------------------------	-------------

別紙様式第 17 号 (第 70 条第 2 項第 10 号関係)

(日本工業規格 A 4)

常務に従事する取締役等の兼職状況報告書

( 年 月末現在)

兼業承認を受けた取締役 (委員会等設置会社にあ っては、執行役)	兼 職 承 認 事 項
--	-------------

--	--	--	--	--	--	--	--

別紙様式第 18 号 (第 98 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2 面)

届出事項

(法第 58 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 98 条第 2 項に掲げる事項)

(記載上の注意)

1. ～ 3. (略)

4. 法第 58 条第 1 項第 1 号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本金の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。

別紙様式第 19 号 (第 107 条関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2 面)

1. (略)

2. 設立時執行役員候補者の氏名及び住所

3. 設立しようとする投資法人の概要

(1) (略)

(2) 設立時募集投資口の募集期間

(3) (略)

--	--	--	--	--	--	--	--

別紙様式第 18 号 (第 98 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2 面)

届出事項

(法第 58 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 98 条第 2 項に掲げる事項)

(記載上の注意)

1. ～ 3. (略)

4. 法第 58 条第 1 項第 1 号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。

別紙様式第 19 号 (第 104 条関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2 面)

1. (略)

2. 執行役員候補者の氏名及び住所

3. 設立しようとする投資法人の概要

(1) (略)

(2) 設立の際発行する投資口の募集期間

(3) (略)

- (4) 設立に際して出資される金銭の額
- (5) (略)
- (6) 設立時発行投資口の引受けの申込みの勧誘を行う者の氏名又は商号
- (7)～(9) (略)
- (記載上の注意)
- (略)

別紙様式第 20 号 (第 108 条第 2 項第 3 号関係)

(略)

別紙様式第 21 号 (第 108 条第 2 項第 4 号関係)

(日本工業規格 A 4)

設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書

(略)

別紙様式第 21 号の 2 (第 108 条第 2 項第 4 号関係)

(日本工業規格 A 4)

法人役員沿革

<u>(ふりがな)</u>	
名	称
<u>(ふりがな)</u>	
代表者の氏名	
住	所 (郵便番号 - )
電話番号 ( ) -	
設立年月日	
設立の経緯	
設	年月 沿革の内容

- (4) 設立の際発行する投資口の発行価額及び口数
- (5) (略)
- (6) 投資口の申込みの勧誘を行う者の氏名又は商号
- (7)～(9) (略)
- (記載上の注意)
- (略)

別紙様式第 20 号 (第 105 条第 2 項第 3 号関係)

(略)

別紙様式第 21 号 (第 105 条第 2 項第 4 号関係)

(日本工業規格 A 4)

設立企画人及び執行役員の候補者の履歴書

(略)

(新設)

立 後 の 沿 革		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
<u>上記のとおり相違ありません。</u> 年 月 日 代表者の氏名 印		

(記載上の注意)

1. 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
2. 「賞罰」は、法第9条第2項第6号に該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第22号 (第108条第2項第5号関係)  
(略)

別紙様式第23号 (第108条第2項第6号関係)  
(略)

別紙様式第24号 (第110条第1項関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官 殿

設立企画人

住 所  
氏 名

[ 法人にあつては、商号又 ]

印

別紙様式第22号 (第105条第2項第5号関係)  
(略)

別紙様式第23号 (第105条第2項第6号関係)  
(略)

別紙様式第24号 (第107条第1項関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官 殿

設立企画人

住 所  
氏 名

[ 法人にあつては、商号又 ]

印

は名称及び代表者の氏名  
電話番号 ( ) -

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったため、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 成立しなかった投資法人の商号
2. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号
3. 不成立の事由

別紙様式第25号 削除

は名称及び代表者の氏名  
電話番号 ( ) -

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったため、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第107条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 成立しなかった投資法人の商号
2. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号
3. 不成立の事由

別紙様式第25号 (第130条関係)

(日本工業規格A4)

財 産 目 録  
( 年 月 日 )

(単位: )

科 目	内 容	金 額
(資産の部)		
預け金・預金		
金銭信託		
コール・ローン		
買入手形		
買入金銭債権		
抵当証券		
.....		
有価証券		
株券		
新株予約権証券		
国債証券		
地方債証券		
特殊債券		
投資信託受益証券		
投資証券		
投資法人債券		
.....		

<u>オプション（買）</u> <u>派生商品評価勘定</u> <u>未収入金</u> <u>.....</u> <u>差入保証金</u> <u>差入委託証拠金</u> <u>受入担保金代用有価証券</u> <u>貸付金（コール・ローンを除く）</u> <u>匿名組合出資持分</u> <u>信託受益権</u> <u>.....</u> <u>建物</u> <u>.....</u> <u>土地</u> <u>借地権・地上権</u> <u>.....</u> <u>その他の資産</u> <u>合</u> <u>計</u>		
<u>（負債の部）</u> <u>オプション（売）</u> <u>派生商品評価勘定</u> <u>借入金</u> <u>未払金</u> <u>.....</u> <u>差入保証金代用有価証券</u> <u>差入委託証拠金代用有価証券</u> <u>受入担保金</u> <u>投資法人債</u> <u>.....</u> <u>合</u> <u>計</u>		
<u>差 引 純 資 産</u>		

（記載上の注意）

1. 有価証券については、種類ごとに銘柄別の金額を記載するとともに、株券についてはその表示する株式の種類及び数、債券については券面額、その他の有価証券についてはこれらに準ずる内容を記載すること。
2. その他の科目についても、主要な種類に分けてその内容及び金額を記載すること。なお、各科目の内訳の記載については、別表又は別紙によっても差し支えない。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載を省略することができる。

貸借対照表  
( 年 月 日 )

(単位: )

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
預け金・預金		コール・オプション(売)	
金銭信託		プット・オプション(売)	
コール・ローン		派生商品評価勘定	
買入手形		借入金	
買入金銭債権		未払金	
抵当証券		.....	
.....		差入保証金代用有価証券	
有価証券		差入委託証拠金代用有価証券	
株券		受入担保金	
新株予約権証券		投資法人債	
国債証券			
地方債証券			
特殊債券		負 債 合 計	
社債券		出 資 の 部	
投資信託受益証券		出資総額	
投資証券		出資剰余金	
投資法人債券		未処分利益又は未処理欠損金	
.....			
コール・オプション(買)		出 資 合 計	
プット・オプション(買)			
派生商品評価勘定			
未収入金			
差入保証金			
差入委託証拠金			
受入担保金代用有価証券			
貸付金(コール・ローンを除く)			
匿名組合出資持分			
信託受益権			
.....			
建物			
.....			
土地			

別紙様式第 27 号 削除

別紙様式第 28 号 (第 212 条関係)

(略)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(第 2・3 面)

借地権・地上権			
.....			
その他の資産			
.....			
資産合計		負債・出資合計	

(記載上の注意)

1. 資産は処分見積価格により計上し、それぞれその算定根拠を注記すること。
2. 法令等に基づき、又は法人の財産の状況を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載しないことができる。

別紙様式第 27 号 (第 131 条関係)

(日本工業規格 A 4)

決 算 報 告 書

( 年 月 日 )

項 目	金 額
A 清算貸借対照表資産総額	円
B 清算貸借対照表負債総額	
C 清算貸借対照表純資産総額 (A - B)	
D 資産処分等収益	
E 資産処分等費用	
F 残余財産総額 (C + D - E)	
G 発行済投資口の総口数	口
H 一口当たり分配額 (F / G)	

(記載上の注意)

1. 清算貸借対照表とは、法第 155 条第 1 項の規定により作成した貸借対照表をいう。
2. 資産処分等収益及び資産処分等費用の内訳については、それぞれ明細表を添付するか、欄外に注記すること。

別紙様式第 28 号 (第 134 条関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2・3 面)

*登録番号	金融庁長官 第 号 ( 年 月 日)
-------	--------------------

(記載上の注意)

「\*登録番号」には、記載しないこと。

1. (略)

2. 規約記載事項等

(1) 目 的	
(ふりがな)	
(2) 商 号	
(3) 投資主の請求による 投資口の払戻しの有無	有 (オープン・エンド型)      無 (クローズド・エンド型)
(4) <u>投資法人が発行する ことができる投資口の 総口数</u>	口
(5) 常時保持する最低純 資産額	円
(6) 資産運用の対象及び 方針	
(7) 資産評価の基準	
(8) 金銭の分配の方針	
(9) 決 算 期	
(10) <u>役員等 の報酬額 又は支払 基準</u>	執行役員
	監督役員
	会計監査人
(11) <u>投資信託委託業者又 は認可投資顧問業者に 対する報酬額又は支払 基準</u>	
(12) <u>借入金及び投資法人</u>	

*登録番号	金融庁長官 第 号 ( 年 月 日)
-------	--------------------

(記載上の注意)

「\*登録番号」には、記載しないこと。

1. (略)

2. 規約記載事項

(1) 目 的	
(ふりがな)	
(2) 商 号	
(3) 投資主の請求による 投資口の払戻しの有無	有 (オープン・エンド型)      無 (クローズド・エンド型)
(4) <u>発行する投資口の総 口数</u>	口
(5) 常時保持する最低純 資産額	円
(6) 資産運用の対象及び 方針	
(7) 資産評価の基準	
(8) 金銭の分配の方針	
(9) 決 算 期	
(10) <u>本店所在地</u>	(郵便番号 — ) 電話番号 ( ) —
(11) <u>役員等 の報酬額 又は支払 基準</u>	執行役員
	監督役員
	会計監査人
(12) <u>投資信託委託業者又 は認可投資顧問業者に 対する報酬額又は支払 基準</u>	

債発行の限度額	
(13) 本店の所在場所	(郵便番号 — ) 電話番号 ( ) —

(記載上の注意)

1. ・ 2. (略)
3. 「本店の所在場所」は投資法人登記簿上の本店の所在場所を記載すること。
4. (略)

(第4面)

(略)

(第5面)

(略)

(第6面)

7. 投資法人の存続期間又は解散事由

(1) 存続期間	年 月 日まで ( 年間)
(2) 解散事由	

8. ・ 9. (略)

(第7面)

10. (略)

11. 一般事務受託者

(ふりがな) 一般事務受託者名	法第117条各号に 規定する事務の別	住 所	沿 革
	事務		

(記載上の注意)

(略)

12. (略)

(第8面)

(略)

(13) 借入金及び投資法人 債発行の限度額	
---------------------------	--

(記載上の注意)

1. ・ 2. (略)
3. 「本店所在地」は投資法人登記簿上の本店所在地を記載すること。
4. (略)

(第4面)

(略)

(第5面)

(略)

(第6面)

7. 投資法人の存立時期又は解散事由

(1) 存立時期	年 月 日まで ( 年間)
(2) 解散事由	

8. ・ 9. (略)

(第7面)

10. (略)

11. 一般事務受託者

(ふりがな) 一般事務受託者名	法第111条各号に 規定する事務の別	住 所	沿 革
	事務		

(記載上の注意)

(略)

12. (略)

(第8面)

(略)

別紙様式第 29 号 (第 214 条第 6 号関係)  
(略)

別紙様式第 30 号 (第 214 条第 7 号関係)

(日本工業規格 A 4)  
年 月 日

金融庁長官 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条第 2 項第 6 号ハ及びニ、第 100 条第 2 号から第 5 号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 163 条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第 9 条第 2 項第 6 号ハ及びニ」とあるのは、「第 9 条第 2 項第 6 号イからニまで」とする。

別紙様式第 31 号 (第 214 条第 8 号関係)  
(略)

別紙様式第 31 号の 2 (第 214 条第 8 号関係)

(日本工業規格 A 4)

法人役員沿革

(ふりがな)	
名 称	
(ふりがな)	
代表者の氏名	
住 所	(郵便番号 - ) 電話番号 ( ) -
設 立 年 月 日	

別紙様式第 29 号 (第 136 条第 6 号関係)  
(略)

別紙様式第 30 号 (第 136 条第 7 号関係)

(日本工業規格 A 4)  
年 月 日

金融庁長官 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条第 2 項第 6 号ハ及びニ、第 101 条第 2 号から第 5 号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 123 条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第 9 条第 2 項第 6 号ハ及びニ」とあるのは、「第 9 条第 2 項第 6 号イからニまで」とする。

別紙様式第 31 号 (第 136 条第 8 号関係)  
(略)

(新設)

設 立 の 経 緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
<u>上記のとおり相違ありません。</u> 年 月 日 代表者の氏名 印		

(記載上の注意)

1. 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
2. 「賞罰」は、法第9条第2項第6号に該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第32号 (第215条第2項関係)  
(略)

別紙様式第33号 (第217条関係)  
(略)

別紙様式第34号 (第218条第1項関係)  
(略)

別紙様式第35号 削除

別紙様式第32号 (第137条第2項関係)  
(略)

別紙様式第33号 (第139条関係)  
(略)

別紙様式第34号 (第140条第1項関係)  
(略)

別紙様式第35号 (第140条第3項及び第167条第3項関係)

(日本工業規格A4)

文書番号  
年 月 日

(商 号)  
(執行役員の氏名) 殿

金融庁長官



登録変更済通知書

年 月 日付で届出のあった 投資法人に係る登録事項の変更については、年 月 日付で投資法人登録簿に登録したので通知する。

別紙様式第 36 号 (第 219 条関係)  
(略)

別紙様式第 37 号 (第 236 条第 1 項関係)  
(略)

別紙様式第 38 号 (第 237 条関係)  
(略)

別紙様式第 39 号 (第 238 条関係)  
(略)

別紙様式第 40 号 (第 241 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2 面)

届出事項

(法第 220 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 241 条第 2 項に規定する事項)  
(記載上の注意)

1. ~ 3. (略)

別紙様式第 36 号 (第 141 条関係)  
(略)

別紙様式第 37 号 (第 157 条第 1 項関係)  
(略)

別紙様式第 38 号 (第 158 条関係)  
(略)

別紙様式第 39 号 (第 159 条関係)  
(略)

別紙様式第 40 号 (第 162 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)  
(第 1 面)

(略)

(第 2 面)

届出事項

(法第 220 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 162 条第 2 項に規定する事項)  
(記載上の注意)

1. ~ 3. (略)

4. 法第 220 条第 1 項第 3 号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う投資信託委託業者に相当する者又は資産保管会社に相当するものについては、名称、資本金の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。

4. 法第 220 条第 1 項第 3 号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う投資信託委託業者に相当する者又は資産保管会社に相当するものについては、名称、資本の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。